令和８年五條市議会第２回６月定例会（第３号）

日　　時　令和 ８ 年 ６ 月１２日（金） 午前 １０ 時 開議

議事日程

第１　一 般 質 問

順	氏　　名	質　　問　　事　　項	答弁を求める者
１	仲　山　　嘉	１ タクシーチケットの代用案について （１）タクシーチケットの活用方法について	部長
		２ ベストラインシダーアリーナ付近の新駅について （１）新駅の進捗状況について （２）具体的な取組について （３）今後の展開について	市長・部長
		３ 防犯カメラ補助金について （１）本市における犯罪発生状況について （２）自治会や地域団体が設置する防犯カメラに対する支援制度の現状について （３）自治体における防犯カメラ設置補助制度の導入状況をどのように把握しているのかについて （４）今後の対策について	市長・部長
		４ 若者の雇用創出と企業誘致について （１）市内の雇用状況の認識について （２）企業誘致の現状と成果について （３）若者の市内就職促進に向けた取組について （４）起業・創業支援の状況について （５）今後、若者が働きたいと思える環境づくりをどのように進めるのかについて	市長・部長
２	中 本　賢 二	１ 生成ＡＩの活用とＤＸの推進について （１）生成ＡＩの導入状況について （２）市民サービスへの活用について （３）教育現場における生成ＡＩの活用について	市長・教育長・部長
		２ 地域資源を生かした観光振興について （１）五新鉄道跡の有効活用について ア　現状の取組について イ　今後の活用について	市長・部長

順	氏　　名	質　　問　　事　　項	答弁を求める者
3	谷　　勝　啓	1　市道の補修対応について （1）補修の対応方法について 2　犯罪被害の市民への通知について （1）田園地区で4月から泥棒が入っているが、その対応・通知について 3　建設工事の入札制度について （1）一年平準化できているのかについて （2）前は1業者3種、今は1業者6種になっている理由について （3）御所市・大和高田市は1業種1種であることについて	市長・部長 市長・部長 市長・部長

第　二　報第　七号　五條市土地開発公社の経営状況の報告について
第　三　報第　八号　五條市地域商社株式会社の経営状況の報告について
第　四　報第　九号　令和七年度五條市一般会計予算繰越計算書の報告について
第　五　報第　十号　専決処分の報告、承認を求めることについて（五條市税条例等の一部改正）
第　六　報第　十一号　専決処分の報告、承認を求めることについて（五條市国民健康保険税条例の一部改正）
第　七　報第　十二号　専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）
第　八　報第　十三号　専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）
第　九　議第二十九号　五條市バスターミナルの設置及び管理に関する条例の制定について
第　十　議第　三十号　五條市自転車等駐車場条例の一部改正について
第十一　議第三十一号　五條市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
第十二　議第三十二号　ＪＲ和歌山線五条構内南北橋補修の施行に関する協定の締結について
第十三　議第三十三号　令和八年度五條市一般会計補正予算（第一号）議定について

本日の会議に付した事件
　議事日程のとおり

出席議員（十二名）

一番	田中	隆史
二番	小笠原	由子
三番	中本	賢二
四番	仲山	嘉嗣
五番	秋本	直勝
六番	谷	啓

七番	吉田　正秀	
八番	窪　佳	
九番	福塚実	
十番	山口耕司	
十一番	吉田雅恵	
十二番	藤冨美子	

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長	平岡清司	
副市長	福塚勝彦	
教育長	井上惠充	
技監	吉村光司	
市長公室長	池嶋晶	
危機管理監	辻　佳孝	
すこやか市民部長	亀田和章	
あんしん福祉部長	笹谷豊	
産業環境部長	横谷隆仁	
都市整備部長	栗林利光	
教育部長	安満義尚	
西吉野支所長	中上和仁	
大塔支所長	泉井伸之	

事務局職員出席者

会計管理者	辻	内	克巳
財政課長	窪	田	真也
土地開発公社事務局長	杉	村	和彦
事務局長	小	田	光章
事務局次長	川	西	孝章
事務局総務係長	神	農	典子
事務局係員	番	匠	悠輝
速記者	福	本	光希

午前十時開会

○議長（窪　佳秀）ただいまから、昨日の延会前に引き続き、本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。昨日十一日に行いました一般質問におきまして、秋本議員からの質問に対し、辻危機管理監から答弁がありましたが、理事者側からこの答弁を修正したいとの申出がありましたので、発言を許します。辻危機管理監。

○危機管理監（辻　佳孝）貴重なお時間をいただき申し訳ございません。

昨日の秋本議員の御質問、豪雨災害を見据えたマイ・タイムラインの中で、子供たちにマイ・タイムラインについて普及教育を始めたのはいつ頃かの答弁に誤りがありましたので、おわび申し上げるとともに改めて答弁いたします。

正しくは、マイ・タイムラインを用いての防災教育については、令和四年度から小学生高学年と中学生を対象に行っております。

訂正し、おわび申し上げます。

○議長（窪　佳秀）以上で、答弁の訂正を終わります。

本日の日程につきましてはお手元に配付済みのとおりであります。

配付漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪　佳秀）これより、日程に入ります。

○議長（窪　佳秀）日程第一、一般質問を行います。

この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁の際は、明瞭、的確にお願いいたします。

議員各位には、申合せのとおり、一般質問は全て質問席から、一問一答方式により行うこととといたします。

なお、理事者側の答弁は全て自席からといたしますので、本趣旨を御理解いただき、議会運営に御協力くださいますようお願いをいたします。

また、議員各位には、一般質問の時間は質問と答弁を含めて六十分以内といたします。理事者側各位にも御協力をお願いいたします。

初めに、四番、仲山　嘉議員の質問を許します。（「四番」の声あり）四番、仲山　嘉議員。

〔四番　仲山　嘉質問席へ〕

○四番（仲山　嘉）それでは、議長の発言の許可をいただきましたので、四番、仲山　嘉の一般質問を通告のとおり始めさせていただきます。

早速ですが、まず一番、タクシーチケットの代用案についてお伺いします。

本市では、障害のある方の外出支援を目的としてタクシーチケットを交付されていますが、実際に利用されている方々からは、制度上の課題について様々な声が寄せられています。特に、知的障害や重度の障害のある方の中には、一人でタクシーに乗車することが難しい方も多く、保護者や家族の付添いが必要となるケースがございます。そのためタクシーチケットが交付されていても、実際には利用する機会が限られ、十分に活用できてないという現状がございます。

また、通院や買物、余暇活動などの日常生活における外出については、家族が自家用車で送迎を行うことも多く、その際には当然ながらタクシーチケットを利用することができません。結果として、外出支援を目的とした制度でありながら、利用者の実情に十分対応できていないのではないかという意見も聞かれます。

障害のある方の社会参加や外出機会を増やしていくことは非常に重要であり、その目的を達成するためには、利用者の生活実態に即した支

援制度であることが求められます。
そこでお伺いします。現在交付されているタクシーチケットについて、その利用実態をどのように把握されているのでしょうか。また、家族等が自家用車で送迎を行う場合にも支援を受けられるようなガソリンチケットや燃料費助成などへの代用制度を導入する考えはないのか、市の見解をお聞かせください。
○議長（窪　佳秀）笹谷あんしん福祉部長。
○あんしん福祉部長（笹谷　豊）四番、仲山議員の御質問にお答えいたします。
この事業は、タクシー料金の初乗り運賃を助成することにより、障害のある方の外出の機会を増やす、つまり、外出しようとするきっかけづくりを目的としております。初乗り運賃は、タクシーの種類により異なるため、ガソリンチケットに代用する場合、チケット一枚当たりの金額を幾らに設定するか、何枚使用できるかなど、現行制度の大幅な変更が必要となります。
御提案いただいたタクシーチケットの代用案については、この事業の趣旨を踏まえ、さらに慎重に研究を重ねてまいります。
以上、答弁といたします。（「四番」の声あり）
○議長（窪　佳秀）四番、仲山　嘉議員。
○四番（仲山　嘉）ただいまの御答弁では、本制度が障害のある方の外出のきっかけづくりを目的として実施されていること、また、ガソリンチケット等への代用については、制度設計上の課題があることを御説明いただきました。
確かに、初乗り運賃助成という現在の制度の仕組みを変更するためには、助成額や利用方法など様々な課題を整理する必要があり、慎重な検討が必要であるとは理解いたします。
しかしながら、制度の本来の目的はタクシーを利用することではなく、障害のある方の外出機会を増やし、社会参加を促進することにあると考えます。実際には、一人でタクシーに乗車することが困難な方や家族が日常的に送迎を行っている方も多く、交付されたチケットが十分に活用されていないケースがあると伺っています。そうした方々にとっては、現行制度が必ずしも実情に合っているとは言えない部分もあるのではないでしょうか。
障がいのある方やその御家族の負担軽減、さらには、外出機会の確保という観点から、需要実態やニーズを丁寧に把握していただき、他の自治体の事例なども参考にしながら、より利用しやすい制度の在り方について研究を進めていただくことを要望いたします。制度を利用する市民の皆様にとって真に使いやすく、外出支援につながる施策となるよう、今後前向きな検討を期待しております。よろしくお願いいたしま

す。

それでは次、二番に移ります。

二番、新駅の進捗状況についてです。まず、一番です。ベストラインシダーアリーナ周辺への新駅設置の進捗状況についてお伺いします。

近年、本市では、奈良県南部中核防災拠点の整備や消防学校の整備が進められており、今後は広域的な防災機能を担う重要な地域としての役割がさらに高まるものと考えています。また、ベストラインシダーアリーナについても、各種スポーツ大会やイベントの開催により、市内外から多くの来訪者が訪れる施設となっております。

しかしながら、現在の交通環境を見ると、自家用車での来場が中心となっており、高齢者や学生、免許を持たない方々にとっては必ずしも利用しやすい環境とは言えません。

今後、交流人口や関係人口の増加を目指していく上でも、公共交通の充実は大変重要な課題であると思います。また、自分が国道二十四号沿いを土日通りますと、雨の日でも学生が傘を差して、足元濡らしながら二十分ぐらいかけてベストラインシダーアリーナに向かっていくのもよく僕も目にします。

そのような中で、以前から要望のあるベストラインシダーアリーナ周辺への新駅設置について、市民の関心も非常に高まっております。新駅が実現すれば、施設利用者の利便性向上だけでなく、防災拠点へのアクセス強化や地域活性化にも大きく寄与するものと期待しております。

そこで、新駅整備に向けて、現在どのような協議や要望活動が行われているのか、また、ＪＲ西日本との意見交換の状況を含め現時点での進捗状況についてお伺いいたします。

○議長（窪　佳秀）栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光）お答えいたします。

令和七年五月十三日に、副市長が、ＪＲ西日本近畿統括本部阪奈支社副支社長を表敬いたしました。さらに、十月二十三日に、市長が同副支社長を表敬いたしました。

両日共に、県南部防災拠点や消防学校の整備、ベストラインシダーアリーナ等利用者の利便性向上など新駅整備の実現に向けて意見交換を行いました。

以上、答弁といたします。（「四番」の声あり）

○議長（窪　佳秀）四番、仲山　嘉議員。

○四番（仲山　嘉）次に、新駅整備の実現に向けた具体的な取組についてお伺いします。

新駅整備は、市民の利便性向上だけでなく、将来的なまちづくりや地域経済の活性化にも大きな影響を与える重要な事業であると考えています。

しかしながら、新駅の設置には多額の費用や関係機関との調整が必要であり、実現までには長い期間を要することも十分理解しております。そのため、実現に向けては、単に要望を行うだけでなく、利用者数の見込みや周辺地域の将来像、そして、整備効果の検証など、様々な調査研究やデータの蓄積が必要になるものと考えております。また、県や国、ＪＲ西日本との連携強化も重要であり、継続的な協議を進めていくことが求められます。

市民の皆様からも、今どのような取組が行われているのか分かりにくいといった声を耳にすることがありますので、現在、市としてどのような調査研究を行っているのか、また、関係機関に対してどのような働きかけを行っているのかなど、新駅整備の実現に向けた具体的な取組についてお伺いいたします。

○議長（窪　佳秀）栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光）お答えいたします。

先ほども御答弁いたしましたが、相手方に出向き意見交換を行っております。今後も新駅整備の実現に向けて調査研究を行い、継続して要望活動を行いたいと考えております。

以上、答弁とします。（「四番」の声あり）

○議長（窪　佳秀）四番、仲山　嘉議員。

○四番（仲山　嘉）続いて、今後の展開についてお伺いいたします。

新駅整備については、多くの市民が期待を寄せられている一方で、その実現には様々な条件が必要であるとも理解しております。特に、人口減少や少子高齢化が進む地方都市において、新たな駅を設置するためには利用者数の確保や将来的な需要の創出が重要な要素になると考えています。

また、新駅は単独で存在するものではなく、その周辺地域のまちづくりと一体的に進めることで、初めて大きな効果を発揮するものです。住宅地の整備や企業誘致、交流施設の充実、防災拠点との連携など様々な施策を組み合わせながら、地域全体の価値を高めていく必要があると考えます。ベストラインシダーアリーナや県南部中核防災拠点、消防学校の整備が進む今だからこそ、本市の将来を見据えた大きなまちづ

くり構想を描く重要な時期ではないでしょうか。
　ベストラインシダーアリーナや県南部中核防災拠点、消防学校など整備が進む今だからこそ、本市の将来を見据えた大きなまちづくり構想を描く重要な時期であると考えます。
　そこで、新駅整備に向けて今後どのような展開を考えているのか、また、実現のために必要とされる地域人口の創出や、施設利用者の増加に向けてどのような施策を検討されているのか、市のお考えをお伺いいたします。
○議長（窪　佳秀）栗林都市整備部長。
○都市整備部長（栗林利光）お答えいたします。
　ＪＲ西日本との意見交換において、新駅整備の要件として、新たなまちづくりによる地域人口の創出が必須であると意見をいただいております。地域人口及び施設利用者の増加を目指した施策を今後も引き続き検討してまいりたいと考えております。
　以上、答弁といたします。（「四番」の声あり）
○議長（窪　佳秀）四番、仲山　嘉議員。
○四番（仲山　嘉）そういったところで、今、部長から答弁あったと思うんですけど、副市長の御答弁もお願いいたします。
○議長（窪　佳秀）福塚副市長。
○副市長（福塚勝彦）お答えいたします。
　ただいま担当部長から答弁がありましたが、新駅を整備するということになりますと、当然人口増、それに加えて、関係人口を新たに創り出していかなければならないと、それが必須だと言われております。クリアすべき課題はたくさんあるんですけれども、一つ一つそれをクリアしてやっていきたいと思います。
　議員お述べのように、新駅をつくるということを単独で考えるのではなくて、五條市全体として、ハードは整備する、ソフトはソフトでたくさんの人が五條市に来てくれるような施策を引き続き展開すると。トータルで考えていかなければならないと、そういうふうに少しずつ、しかし、着実にこの取組を続けてまいりたいと、そんなふうに考えております。
　私からは以上です。（「四番」の声あり）
○議長（窪　佳秀）四番、仲山　嘉議員。
○四番（仲山　嘉）今回、新駅整備について質問させていただきました。答弁では令和七年五月及び十月に、市長、そして副市長がＪＲ西日本

を訪問し、県南部中核防災拠点や消防学校の整備、ベストラインシダーアリーナ利用者の利便性向上などを踏まえ、新駅整備の実現に向けた意見交換を行っていることが確認できました。また、新駅整備の実現に向けて、調査研究を行い、継続して要望活動を行っていくとの答弁もいただきました。

さらに、ＪＲ西日本との意見交換の中で、新駅整備には利用者の増加や地域人口の創出が必要であるとの考えが示されていること、そして、副市長からも、新駅整備には利用者の増加及び関係人口の創出が必須であり、将来の五條市のために実現に向けて取り組んでいくとの力強い答弁をいただきました。

私は、この新駅構想は、単なる駅の設置要望ではなく、五條市の将来像を左右する重要なまちづくりの一環であると考えています。

現在、県南部中核防災拠点や消防学校の整備が進められており、ベストラインシダーアリーナも広域的な施設として多くの利用者を集めています。この地域は、今後スポーツ、防災、教育、交流の拠点としてさらに発展していく可能性を持っています。その可能性を最大限に引き出すためには、自家用車だけに頼らない交通アクセスの整備が不可欠であり、その大きな柱となるのが新駅整備であると考えます。

一方で、ＪＲ西日本から示されたように、新駅整備には、利用者数の確保や地域人口の創出という大きな課題がございます。しかし、私はこの課題を新駅整備を断念する理由として捉えるのではなく、まちづくりを進めるための目標として捉えるべきではないかと考えています。

例えば、周辺地域への住宅整備や企業誘致、スポーツ、防災関連施設のさらなる活用、交流人口や関係人口を増やす施策などを総合的に進めることで、新駅整備に必要な条件を一つ積み上げていくことができるのではないでしょうか。

人口減少が進む時代だからこそ、将来を見据えた大胆な発想と長期的な視点が必要です。今すぐ実現できる事業ではないからこそ、今から準備し、関係機関との協議を重ね、機運を高めていくことが重要であると考えます。

ぜひ、今後もＪＲ西日本や奈良県との連携をさらに強化しながら、新駅整備の実現に向けた取組を継続していただくことを強く要望いたします。

それでは、続いて三番、防犯カメラ補助金について質問させていただきます。

防犯カメラ補助について。本市における犯罪発生状況について、二番に自治会や地域団体が設置する防犯カメラに対する支援制度の現状について、自治体における防犯カメラ設置補助の導入状況をどのように把握しているのか、今後の対策について、順にお聞きさせていただきます。

まず、本市における犯罪発生状況についてお伺いいたします。近年全国的に空き巣や侵入窃盗、自動車の窃盗、特殊詐欺など様々な犯罪が

発生しており、市民の防犯意識も高まっています。特に、人口減少や高齢化が進む地域では、高齢者世帯や空き家を狙った犯罪が増加する傾向にあり、市民の不安も大きくなっています。

本市においても、市民が安心して暮らせるまちづくりを進めるためには、現在の犯罪発生状況を正確に把握し、その実態を市民と共有しながら対策を講じていくことが重要であると考えます。

そこで、本市における最近の犯罪発生状況についてお伺いします。

○議長（窪　佳秀）辻危機管理監。

○危機管理監（辻　佳孝）お答えいたします。

本市における令和七年の刑法犯認知件数は百十九件で、令和六年に比べ十九件増加しています。

また、本年一月から四月までの間、本市田園地区において、一般住宅や空き家を対象とした窃盗事件が七件発生しております。暫定値ではございますが、五月中にも同様の窃盗事件が四件発生していることを把握いたしております。

以上、答弁といたします。（「四番」の声あり）

○議長（窪　佳秀）四番、仲山　嘉議員。

○四番（仲山　嘉）近年、全国ではオレオレ詐欺や還付金詐欺、架空料金請求詐欺など様々な特殊詐欺による被害が後を絶ちません。特に、高齢者を狙った犯罪が巧妙化しており、被害額も高額化する傾向にあります。市民の皆様が被害状況を正しく認識し、防犯意識を高めるためにも、本市における特殊詐欺被害の実態を把握することは重要であると考えます。

そこで、本市における特殊詐欺の被害総額についてお伺いします。

○議長（窪　佳秀）辻危機管理監。

○危機管理監（辻　佳孝）本市における令和七年一月から十二月までの間の特殊詐欺被害額は、約四百六十五万円と聞いております。

以上、答弁といたします。（「四番」の声あり）

○議長（窪　佳秀）四番、仲山　嘉議員。

○四番（仲山　嘉）近年はインターネットやスマートフォンの普及に伴い、ＳＮＳを利用した投資詐欺やロマンス詐欺、個人情報の詐取、闇バイトへの勧誘など新たな形態の犯罪が増加しています。こうした犯罪は被害者だけではなく、その家族や地域社会にも大きな影響を与えるものであり、早期の相談や情報共有が重要であると考えます。

そこで、特殊詐欺やＳＮＳを利用した犯罪に関する相談件数や被害状況についてお伺いいたします。

○議長（窪　佳秀）辻危機管理監。

○危機管理監（辻　佳孝）詐欺に関係すると思われる本市に対する相談件数は、令和七年一月から十二月までの間は六件受理しており、五條警察署と情報共有いたしております。

以上、答弁といたします。（「四番」の声あり）

○議長（窪　佳秀）四番、仲山　嘉議員。

○四番（仲山　嘉）犯罪を未然に防止するためには、発生後の対応だけでなく、犯罪の発生状況や手口を市民へ迅速かつ分かりやすく周知し、防犯意識を高めることが重要です。特に、近年の犯罪は手口が巧妙化しており、最新の情報を共有することで被害を防ぐ効果が期待できます。

そこで、市民に対する犯罪発生状況や手口に関する情報提供、注意喚起への取組について状況をお伺いします。

○議長（窪　佳秀）辻危機管理監。

○危機管理監（辻　佳孝）具体的な犯罪発生状況やその手口に関しては、五條警察署をはじめとする関係機関と連携し、情報共有をしております。その情報を基に、市民に対する情報提供や注意喚起を行うことで、犯罪被害防止に努めております。

以上、答弁といたします。（「四番」の声あり）

○議長（窪　佳秀）四番、仲山　嘉議員。

○四番（仲山　嘉）注意喚起への取組状況は、例えば、防災無線とかホームページ、ＬＩＮＥアカウント、そういったところでも、防災無線は本当に今、リアルタイムで五時ぐらいに流していただいてると思うんですけど、その三つを中心に注意喚起はしていただいてる形でしょうか。

○議長（窪　佳秀）辻危機管理監。

○危機管理監（辻　佳孝）危機管理課といたしましては、今、お述べいただいたものについて情報提供いたしております。

あと、警察のほうからも、警察のアプリがございまして、そのアプリも市の広報でも周知をいたしておりますが、そちらのほうからも情報を、五條市のいろんな犯罪が起こったというような情報もスマートフォンを通じて情報提供をいただいております。

各交番からもチラシを作られて配布をいただいておるというところも確認をいたしております。（「四番」の声あり）

○議長（窪　佳秀）四番、仲山　嘉議員。

○四番（仲山　嘉）先日も元阪合部におられた駐在さんとちょっと少し話をすることがありまして、夜中、僕が住んでる阪合部でも、十二時か

ら朝の六時までで三名ほどですかね、パトカーで赤色灯たいて、防犯回っていただいてるらしくて、五條市内もほかの警察官もいろいろ夜中も回っていただいてるということを聞いております、はい。

特殊詐欺の被害者の多くは高齢者であり、一度被害に遭うと生活に大きな影響を及ぼします。また、高齢者の中には、インターネットやＳＮＳに不慣れな方も多く、新たな犯罪手口への対応が難しいケースもあります。そのため、高齢者に対して分かりやすく、継続的な啓発活動を行うことが非常に重要であると考えます。

そこで、高齢者を狙った特殊詐欺等への対策について、市としてどのような取組を行っているのかお伺いします。

○議長（窪　佳秀）辻危機管理監。

○危機管理監（辻　佳孝）お答えいたします。

本市としましては、五條警察署と情報を共有しながら連携をし、被害防止に向けた情報発信をしております。

また、五條市自治連合会や民生・児童委員に対する広報啓発活動など、私どもと警察の方々と一緒に行かせてもらって、直接高齢者に理解していただける方法で詐欺被害防止に努めております。

以上、答弁といたします。（「四番」の声あり）

○議長（窪　佳秀）四番、仲山　嘉議員。

○四番（仲山　嘉）近年、ＳＮＳやインターネットを通じて高収入、簡単な仕事などと誘い込み、若者を犯罪行為に加担させる、いわゆる闇バイトが全国的に大きな社会問題となっています。一度関与をしてしまうと、重大犯罪に発展するケースも多く、将来ある若者が犯罪に巻き込まれないための教育や啓発活動が重要であると考えます。

そこで、本市として、若者を犯罪から守るため、闇バイト対策を含めどのような取組を行っているのかお伺いします。

○議長（窪　佳秀）辻危機管理監。

○危機管理監（辻　佳孝）お答えいたします。

闇バイトについては、詐欺や強盗などの犯罪行為に加担させる悪質なものであり、その危険性について十分認識をしております。

本市といたしましては、五條警察署と連携をしながら、小学校、中学校、高等学校に対し、それぞれの年齢に応じた非行や被害防止に関する教室を開催するなどし、若者を犯罪から守る取組を行っております。

以上、答弁といたします。（「四番」の声あり）

○議長（窪　佳秀）四番、仲山　嘉議員。
○四番（仲山　嘉）今、御答弁もいただきましたが、もう自分らの子供もＴｉｋＴｏｋ、ＹｏｕＴｕｂｅ等を見て、闇バイトやらトクリュウやらっていう名前が出てきて、「こんな犯罪、パパしとるんやで」って、そういった声が毎日のように、僕も家で御飯食べながら子供と聞くんですけれども、やっぱり教育委員会としても、そういうところも非常にまた考えて、先生のほうでも、担任の先生から生徒に対してそういうのはあかんよという周知をしていただけるよう心がけていただければなと思います。
次に移ります。
そこで、防犯カメラの件について質問するんですけれども、防犯カメラは犯罪の抑止や事件発生時の早期解決に有効であり、市民が安全で、安心して暮らせる地域社会を構築する上で重要な役割を果たしています。近年では、全国各地で自治会や地域団体による防犯カメラの設置が進められており、地域ぐるみで防犯力を高める取組が行われております。
本市においても、防犯カメラの設置を促進するための支援制度が設けられていると認識していますが、その内容について改めて確認したいと考えています。
そこで、自治会等が設置する防犯カメラに対する支援制度の現状についてお伺いします。
○議長（窪　佳秀）池嶋市長公室長。
○市長公室長（池嶋　晶）御答弁申し上げます。
令和七年度から、防犯カメラ設置事業補助金交付要綱に基づき、自治会等が行う防犯カメラ設置に要する経費の二分の一を補助しております。補助対象は、一自治会等当たり二台までとし、防犯カメラ一台につき十万円を上限としております。
防犯カメラにつきましては、耐用年数七年程度のものを基準としております。
補助金は、予算の範囲内で先着順としております。
以上でございます。（「四番」の声あり）
○議長（窪　佳秀）四番、仲山　嘉議員。
○四番（仲山　嘉）制度の効果を検証するためには、実際にどれだけの自治会が制度を活用し、防犯カメラの設置が進んでいるのかを把握することが重要です。また、地域ごとの活用状況を確認することで、今後の制度運用や周知方法の改善にもつながるものと考えます。
そこで、防犯カメラ設置補助制度の利用実績についてお伺いします。

○議長（窪　佳秀）池嶋市長公室長。
○市長公室長（池嶋　晶）御答弁申し上げます。
この制度は、令和七年度から開始しており、令和七年度の実績は、十の自治会から申請があり、防犯カメラは十七台設置されております。
以上、答弁といたします。（「四番」の声あり）
○議長（窪　佳秀）四番、仲山　嘉議員。
○四番（仲山　嘉）防犯カメラを効果的に活用するためには、単に設置台数を増やすだけではなく、設置場所や周辺環境を把握しながら適切に運営していくことが重要です。また、防犯上の効果を高めるためには、地域の実情に応じた設置状況を市が把握しておく必要があると考えます。
そこで、五條市における防犯カメラ設置補助制度により設置された防犯カメラの設置状況を、市としてどのように把握しているのかお伺いします。
○議長（窪　佳秀）池嶋市長公室長。
○市長公室長（池嶋　晶）御答弁申し上げます。
自治会等から提出されました実績報告書の添付資料により、設置場所を把握してございます。
以上でございます。（「四番」の声あり）
○議長（窪　佳秀）四番、仲山　嘉議員。
○四番（仲山　嘉）防犯カメラは、犯罪抑止に大きな効果が期待できる一方で、設置後も電気代や通信費、機器の更新費用、故障時の修繕費など継続的な維持管理費が必要となります。特に、人口減少や高齢化が進む地域では、自治会の財政負担や担い手不足が課題となっており、防犯カメラを長期間運用していくことが難しくなる可能性もございますし、現状、私自身もそういったお言葉を多く耳にいたします。
特に、人口減少や高齢化が進む地域では、自治会の財政負担や担い手不足が課題となっており、防犯カメラを運営していくことが難しい可能性もございます。地域の防犯力を維持向上させるためには、設置支援だけでなく、維持管理に関する支援の在り方についても検討していく必要があると考えます。
そこで、今後自治会等にとって、防犯カメラの設置後の維持管理費が大きな負担となることが予想される中、市としてどのように考え、どのような対策を検討しているのかお伺いします。

○議長（窪　佳秀）池嶋市長公室長。
○市長公室長（池嶋　晶）御答弁申し上げます。
防犯カメラは、犯罪の抑止に役立っていることは承知しており、令和七年度から、防犯カメラ設置事業補助金制度を開始してございます。自治会等が設置する防犯カメラにつきましては、地域の防犯活動を補完するものとして、設置場所や運用方法を含め、地域において適切に管理していただくことが基本になるものと考えております。
このため、設置に係る費用につきましては補助対象としておりますが、設置後の維持管理費に対する支援につきましては、他団体の事例等を踏まえ、調査研究してまいりたいと考えております。
以上でございます。（「四番」の声あり）
○議長（窪　佳秀）四番、仲山　嘉議員。
○四番（仲山　嘉）今回の答弁を通じて、本市において、刑法犯認知件数が前年より増加していることや、田園地区を中心に住宅や空き家を狙った窃盗事件が発生していること、さらには、特殊詐欺による被害も発生している状況が明らかになりました。
また、近年は従来の犯罪だけでなく、ＳＮＳを利用した投資詐欺やロマンス詐欺、さらには若者を犯罪に巻き込む闇バイトなど犯罪の手口はますます巧妙化、多様化しております。特に、高齢者や若者は被害者にも加害者にもなり得る可能性があり、地域全体で防犯意識を高めていく必要があると強く感じました。
そのような中、防犯カメラ設置補助制度を創設し、既に十自治会、十七台の設置実績があることは、地域の防犯力向上に向けた大変有意義な取組であると評価いたします。
一方で、防犯カメラは設置して終わりではなく、継続的な維持管理や機器更新が必要であり、今後は自治会の財政負担や担い手不足も課題となることが予想されております。また、防犯カメラだけで犯罪を防ぐことはできず、警察、行政、自治会、学校、地域住民が連携しながら、地域全体で見守る体制づくりが必要であると考えます。犯罪が起こってから対応するのではなく、犯罪を未然に防ぐことが最も重要です。そのためにも、市民への迅速な情報提供や注意喚起、高齢者への啓発活動、若者に対する闇バイト防止教育の充実、防犯カメラ設置支援制度のさらなる周知と活用促進について、引き続き前向きに取り組んでいただくことを要望いたします。
それでは、最後に行きます。四番、若者の雇用創出と企業誘致について質問させていただきます。
全国的に人口減少、少子化、高齢化が進む中、地方都市である五條市においても、その傾向は顕著となっています。五條市の人口の推移を

見てみると、令和八年四月一日現在では二万六千百七人、五年前の令和三年四月一日では二万九千百八十八人、十年前の平成二十八年四月一日では三万二千三百五十人となっており、実に十年間で六千二百四十三人減少しています。ちなみに、二十代は、令和八年二千二十一人、令和三年二千四百八十二人、平成二十八年二千九百九十九人、十年間で九百七十八人、減少しております。

この急激な人口減少を食い止めるためには、若者の定住が必要不可欠であると考えます。高校生までは五條市に住んでいた人が、東京や大阪、神戸などの都市部にある大学に進学し、そのままそちらの企業に就職、そして、そこに定住となっているのが人口減少の要因ではないかと考えています。

せっかく市長がオムツの配布や給食費無償化などの子育てしやすい環境づくりや、奨学金返還支援といった若者をサポートする制度を実施しているのに、五條市で生まれ育った若者が市外へ流出していくのは、五條市にとって大変大きな損失だと思います。

若者の定住を決断する要素の一つとして、働くところがあるということが重要なことだと思います。企業の方や農家の方からは、「人手不足や、誰かおらんかな」といった話をよく聞きますが、市内の雇用状況について、現状どうなのかお伺いいたします。

○議長（窪　佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）御答弁申し上げます。

五條市周辺の有効求人倍率は、令和八年現在でおおむね一・一倍から一・二倍台で推移しており、求職者よりも求人が多い売手市場が続いています。

五條市においては、企業側は採用難に直面しており、特に中小企業や農業分野での担い手不足が深刻化しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（窪　佳秀）四番、仲山　嘉議員。

○四番（仲山　嘉）中小企業や農業分野での担い手不足が深刻化しているとのことですが、何か対策はしていますか。

○議長（窪　佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）御答弁申し上げます。

下市公共職業安定所と連携して、令和四年度より市役所一階の会議室で月一回の合同面接会を実施し、ホームページでも周知しております。また、夏頃には果樹などの農業従事者の面接会も市役所一階の会議室で行っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（窪　佳秀）四番、仲山　嘉議員。
○四番（仲山　嘉）それでは、続いて、二番、企業誘致の現状と成果についての質問に移ります。
　世間では、生成ＡＩなどのＩＴ、ソフトウエア分野では技術革新が続き、ホワイトカラー従事者の仕事がＡＩなどにとって代わられる時代がすぐそこまで来ているように感じています。
　しかしながら、工場などで働くブルーカラーの従事者の方々は、機械化による従事者が減ることはあってもＡＩなどが人の代わりになることは難しいのではないかと考えています。このことから、今後は生産現場などや建設現場、運輸業などで働くブルーワーカーが求められることと確信しています。
　そこで、市内には、テクノパーク・ならや北宇智工業団地などの工業団地がありますが、企業誘致の現状と成果について伺います。
○議長（窪　佳秀）横谷産業環境部長。
○産業環境部長（横谷隆仁）御答弁申し上げます。
　これまで実施してきた施策により、市内の大規模な工業団地の区画については全てに企業が進出してございます。また、工業団地以外でも新規の進出や継続した市民の方々の雇用に資する企業については引き続き支援を行っています。
　以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）
○議長（窪　佳秀）四番、仲山　嘉議員。
○四番（仲山　嘉）これまで、実施してきた施策とはどのような施策ですか。
　それと、五條市民を雇用した際に、優遇措置みたいなものはございますか。
○議長（窪　佳秀）横谷産業環境部長。
○産業環境部長（横谷隆仁）御答弁申し上げます。
　企業立地奨励金として、産業振興と雇用機会の拡大を図るため、固定資産税納付額の七〇％から八〇％を奨励金として交付するもの、また、五條市民を雇用した際に一人につき五十万円を交付する雇用促進奨励金もございます。
　以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）
○議長（窪　佳秀）四番、仲山　嘉議員。
○四番（仲山　嘉）続いて、若者の市内就職促進に向けた取組についてお伺いします。

五條市で生まれ育ち、五條市で働きたいと思っている若者も多くいると思いますが、どのような取組をしているのか伺います。

○議長（窪　佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）御答弁申し上げます。

先ほども御説明させていただきましたけれども、下市公共職業安定所と連携した月一回の合同面接会や、市民の方々の雇用に資する企業に行う雇用促進奨励金の交付についても、引き続き実施してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（窪　佳秀）四番、仲山　嘉議員。

○四番（仲山　嘉）ほかに何か取組っていうのはありますか。

○議長（窪　佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）御答弁申し上げます。

市内の商工団体などが実施する合同面接会などに対して後援しています。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（窪　佳秀）四番、仲山　嘉議員。

○四番（仲山　嘉）続いて、起業・創業支援の状況についてお聞きします。

スマートフォンが当たり前となっている今、ＳＮＳなどを通じて多くの情報収集をし、また自分自身が情報発信をしている若い人が多くいると思われます。中には、そのコミュニティを通じて会社を立ち上げたいと考えている人もいるのではないかと思います。私の友人の中でも、起業したり、個人事業主として活動されている方々がたくさんおられます。

その中でよく聞くのが、創業時の初期投資がかなりの金額がかさんでしまったり、もうちょっと節税対策をしておけばよかったなどという話を聞いたりすることもございました。

五條市においては、その辺何か支援があるのかお伺いいたします。

○議長（窪　佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）御答弁申し上げます。

市内での創業時の負担軽減のため、借入利子の一部を補助金として負担する制度を実施してございます。また、個人や法人が創業する際に、

起業時の資金負担を大きく減らすことができる創業支援等事業計画に基づく認定事業を行ってございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（窪　佳秀）四番、仲山　嘉議員。

○四番（仲山　嘉）創業支援等事業計画について、具体的に施策の実績はどうなっておりますか。

○議長（窪　佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）御答弁申し上げます。

創業支援等事業計画については、令和七年度より、国の変更認定を受け制度の拡充を行っております。令和七年度には二名の個人事業主の証明を行いました。この証明により、登録免許税の軽減や有利な利率による貸付けを受けることができます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（窪　佳秀）四番、仲山　嘉議員。

○四番（仲山　嘉）様々な施策を実施していただいていることがよく分かりました。

最後に、今後私たちのような農業などの第一次産業をバックボーンに持つ若者が働きたいと思える環境づくりをどのように進めるのか伺います。

○議長（窪　佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）御答弁申し上げます。

本市が直面する人口減少・少子高齢化という構造的な課題がございますが、本市の強みである豊かな自然、柿やいちご、ブドウなどの農産品、これまで培ってきた産業基盤を生かし、誰もが生き生きと働き続けられる五條市の実現に向け、総合的な雇用対策に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（窪　佳秀）四番、仲山　嘉議員。

○四番（仲山　嘉）若者の雇用創出と企業誘致について質問させていただきました。

五條市の人口減少は非常に大きな課題であり、特に、若い世代の流出をいかに食い止めるかが、今後のまちづくりにおいて非常に重要であると改めて感じました。本日の答弁では、合同面接会の実施や企業立地奨励金、雇用促進奨励金、さらには創業支援などの様々な施策に取り

組んでいただいていることが分かりました。

しかしながら、制度があっても、若者に十分伝わっていなければ活用にはつながりません。市内には、魅力ある企業や農業、建設業、林業などの多くの仕事がございますが、その魅力や可能性を若い世代へ積極的に発信していくことも重要であると考えます。

また、私自身も、農業や事業経営に携わる一人として、地域で働くことに誇りを持ち、若い世代が「五條市で働きたい」「五條市で暮らしたい」と思える環境づくりが必要であると強く感じております。

企業誘致による雇用創出はもちろんのこと、本市の強みである農業や地域産業の振興、そして、創業支援をさらに充実させていただき、若者が夢や希望を持って挑戦できるまちづくりを進めていくことを強く要望いたします。

ちょっとだけ時間あるので、戻らせていただいて、市長に最後一つだけお伺いさせていただきたいんですけれども、全然答えにくかったらもう全然大丈夫なんで。はい、すいません。

先ほどのタクシーチケットの活用方法なんですけれども、僕、言われたんが、市長も御存じと言われておりました。その方が、「市長には今まで、以前には言ったことないんや」とは言われてたんですけれども、この障害者、知的障害や重度の障害者って、本当に多分タクシーというのは自分では乗れないと思うんです。で、その保護者さんが、先ほどもお伝えさせてもらったんですけれども、「どのみち、私ついていかなあかんねん」と。じゃあ、それってもうタクシーをわざわざ呼んで、乗って、また向こうの病院、病院違う、例えば、外出支援なんで、どっか遊びに行く、公園に行くとかいって、遊び終わってまた呼んで戻ってくるんやったら、もう車で行ったらええんちゃうって。車で行くんやけれども、そのタクシー乗られへんからその分をガソリン代や何やらに充ててほしいっていった、簡単にいうたらそういう要望やったんですね。

そういったことっていうのは難しいのか、僕はこの支援制度やったらそれでもいけるんじゃないかと考えるんですけれども、そこ、市長の見解をちょっとお伺いさせていただきたいです。

○議長（窪　佳秀）平岡市長。

○市長（平岡清司）先ほどから、担当課の答弁も聞いておりまして、議員の言われることも、なるほどかなと、私、聞いておりました。

というのも、私の家内の母も障害者、もう亡くなったんですけど、障害者でして、タクシーチケット頂いておったんですけれども、やはりその子供が送っていくっていうことが非常に多かったかなと思ってます。

そんな中で、今、議員が言われたように、そういうものをガソリンのチケットとして替えられるのも一つかなと思いましたので、その辺は

柔軟に、ちょっと金額のほうは幾らになるか分かりませんけれども、それと担うような形で今後考えてまいりたいなと思ってます。
以上でございます。（「四番」の声あり）
○議長（窪　佳秀）四番、仲山　嘉議員。
○四番（仲山　嘉）とても前向きの御答弁ありがとうございました。
本当に、僕も、呼ばれて家行って、聞いてみたら、本当にそうやなって自分の中でも思って、これはもうぜひ市長に一般質問で取り上げさせていただいて、市長に実行してもらいますと出てきたので、また、その辺も市長前向きな御検討をお願いいたしまして、四番、仲山　嘉の一般質問を終わります。ありがとうございました。
○議長（窪　佳秀）以上で、四番、仲山　嘉議員の質問を終わります。
トイレ休憩のため、十一時五分まで休憩をいたします。
午前十時五十一分休憩に入る

午前十一時五分再開
○議長（窪　佳秀）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。
ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（窪　佳秀）次に、三番、中本賢二議員の質問を許します。（「三番」の声あり）三番、中本賢二議員。
〔三番　中本賢二質問席へ〕
○三番（中本賢二）議長から発言の許可をいただきましたので、三番、中本賢二の一般質問を始めさせていただきます。
まず、理事者側におきましては、分かりやすく丁寧な御答弁をいただきますようにお願い申し上げたいと思います。また、加えて、前向きな御答弁いただけたら非常にありがたいかなと思っておりますんで、どうかよろしくお願いします。
まず、最初に、生成ＡＩの活用とＤＸの推進について御質問をさせていただきたいと思います。
近年、社会のデジタル化が急速に進み、様々な分野でデジタル技術の活用が広がっております。その中でも、近年、特に注目されているのが生成ＡＩでございます。生成ＡＩは文書作成や要約、翻訳、情報整理などを行うことができて、民間企業では業務効率化であったり、生産

性向上のために活用が進められているところでございます。また、自治体においても、文書作成支援であったり、また、問合せ対応などについての導入が始まっていると聞いております。

私は、生成ＡＩを一時的な流行ではなく、今後の行政や教育の在り方に大きな影響を与える技術であると考えております。

本市においては、人口減少や高齢化が進み、限られた人員と財源の中で、行政サービスを維持向上させていくことが求められております。また、職員の業務負担軽減であったり、働き方改革も重要な課題になっておるのが現状でございます。ＤＸや生成ＡＩの活用によって、業務の効率化が進めば、職員が市民対応や地域課題の解決に向けて、本来注力すべき業務により多くの時間を充てることができるのではないかと考えております。

そこで、今回は三点、本市における生成ＡＩ及びＤＸ推進の現状と認識、市民サービスへの活用、教育現場におけるＡＩ活用の三点について、御質問をさせていただきたいと思います。

まず、生成ＡＩの導入状況につきまして御質問させていただきます。

まず、本市における生成ＡＩの現在の導入状況について御答弁いただけますでしょうか。

○議長（窪　佳秀）池嶋市長公室長。

○市長公室長（池嶋　晶）三番、中本議員の御質問にお答え申し上げます。

本市では、昨年度から、生成ＡＩシステムの導入に向けて複数のシステムを試してきました。価格や機能を検討した上で、今年度から官公庁向け生成ＡＩシステムＱｏｍｍｏｎｓＡＩ（コモンズエーアイ）の試験運用を開始してございます。本年七月三十一日まで、試験運用を行い、業務効率や使用感などで問題がなければ、ガイドラインを作成し、職員研修を行った後、本格運用に移行する予定でございます。

また、先ほど述べましたＱｏｍｍｏｎｓＡＩ（コモンズエーアイ）のような汎用ＡＩシステムではありませんが、従来から使用してございます会議録作成支援システムなどでもＡＩを活用しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪　佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）ただいまＱｏｍｍｏｎｓＡＩ（コモンズエーアイ）を導入されて試験運用をされるという御答弁をされておりますけれども、生成ＡＩ、我々が、私がなんですけれども、いろいろ知っている中では有名なところではＣｈａｔＧＰＴであったりとか、Ｇｅｍｉｎｉであったりとか、Ｇｅｎｓｐａｒｋ、Ｃａｎｖａ等々ございます。

このＱｏｍｍｏｎｓＡＩ（コモンズエーアイ）っていうのは、なかなか聞いたことはないんですけれども、これを試験導入された経緯っていうのを、分かれば御答弁いただけますでしょうか。

○議長（窪　佳秀）池嶋市長公室長。

○市長公室長（池嶋　晶）御答弁申し上げます。

本市で使用する官公庁向け生成ＡＩシステムＱｏｍｍｏｎｓＡＩ（コモンズエーアイ）につきましては、導入費用のことも考え導入させていただく考えでございます。

以上でございます。（「三番」の声あり）

○議長（窪　佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）今、答弁いただきましたように、官公庁用のＡＩシステムっていうことで御理解させていただきます。

そしたら、次にですけれども、昨年から複数のいろんなシステムを導入して、本年度から試験運用を開始すると、今御答弁いただきましたけれども、実際にどのような分野で、どのように活用しているのか、御答弁いただけますでしょうか。

○議長（窪　佳秀）池嶋市長公室長。

○市長公室長（池嶋　晶）御答弁申し上げます。

生成ＡＩシステムＱｏｍｍｏｎｓＡＩ（コモンズエーアイ）ほか、五つのメーカーのシステムを研究させていただきました。業務の効率化・市民サービスの向上に向けて活用していきたいと考えてございます。

以上でございます。（「三番」の声あり）

○議長（窪　佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）業務の活用ということなんですけれども、具体的に、例えばどういった形での活用をお考えなのか御答弁いただけますでしょうか。

○議長（窪　佳秀）池嶋市長公室長。

○市長公室長（池嶋　晶）御答弁申し上げます。

会議録の作成や要約、資料作成、作成した文書のチェックなど、活用方法は多岐にわたります。引き続き、生成ＡＩの活用法について研究し、業務の効率化・市民サービスへの向上につなげてまいります。

以上でございます。（「三番」の声あり）

○議長（窪　佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）ありがとうございます。

本市、五條市のほうでは、以前から、いろんな企業さん、自治体も含めて企業さんと連携協定を結んでおるかと思います。防災に関してとか、いろんな業務に関しての多種にわたって連携協定を行っているとは思うんですけれども、その中で、今の業務効率化につきましてのＤＸ関係ですよね。取りわけＤＸ関係での協定を結んでるところあるのか、あるのであれば、いつからやっておるのか、御答弁いただけますでしょうか。

○議長（窪　佳秀）池嶋市長公室長。

○市長公室長（池嶋　晶）御答弁申し上げます。

令和五年三月三十日に、ＮＴＴドコモビジネス株式会社及び株式会社ＮＴＴドコモと、地域のデジタル化・ＤＸ推進に関する連携協定を結んでございます。

また、令和五年四月七日に、ＮＴＴ西日本株式会社と社会的基盤施設の課題解決に関する連携協定を結んでございます。

以上でございます。（「三番」の声あり）

○議長（窪　佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）協定は結んでおられるということで、そしたら、この協定を取り交わしておる中で、どういった協定後の取組をされておるのか、また同時に、どういった効果が現れているのか御答弁いただけますでしょうか。

○議長（窪　佳秀）池嶋市長公室長。

○市長公室長（池嶋　晶）御答弁申し上げます。

ＮＴＴドコモビジネス株式会社及び株式会社ＮＴＴドコモとの連携協定では、インターネットなどの情報通信技術を使える人と使えない人の情報格差、いわゆるデジタルディバイドの解消のため、令和五年度からスマートフォン教室を市役所会議室で開催してございます。これは、連携協定に基づき、ドコモショップの協力を得ながら実施しているもので、令和五年度は十四回開催で延べ百九十八人、令和六年度は十六回開催で延べ百七十七人、令和七年度は十六回開催で延べ二百三十一人の市民の方が参加されました。今年度も引き続き、実施を予定しております。

また、ＮＴＴ西日本株式会社との連携協定では、これまでに行っている事業はございません。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪　佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）そうですね、ＮＴＴドコモさんとＮＴＴドコモビジネスさんのほうは、市のホームページの中でも出てきたかなと、私もこれ質問させていただいてから調べさせていただきました。

それで、この連携協定をやっている中で、スマートフォン教室を市役所の大会議室でやられてるっていうのは、私も何回も拝見もさせていただきました。皆さん熱心に受講されているのも見て、理解しております。非常にありがたい取組かなと思っておるんですけれども。

その中で、連携協定のＮＴＴドコモビジネスさん、ＮＴＴドコモさんとやっている中で、この連携協定内容を改めてちょっと確認させていただいたら、今、取組をさせていただいておるのは、デジタルディバイド、情報格差の解消という部分での取組をされておるのかなと理解しております。

このほかに、あとほか五点、防災、減災、もう一点は、医療・健康推進、続いて、教育・子育ての支援、五番目として地域振興に関すること、最後に、ＩＣＴツールを活用した働き方改革という、こういった大きく六つの連携協定内容がある中で、今、一つデジタルディバイド、情報格差の解消という部分の取組をされておるということで、せっかく専門業者さん、プロフェッショナルというかそういった業者さんと連携協定をされとるのであれば、もう少し、もう少しというかもうちょっと踏み込んで、いろんな各分野で、どう言うんですかね、活用をされてもどうかなとは思うんですけれども、そこら辺のお考えってどうでしょうか、御答弁いただけますでしょうか。

○議長（窪　佳秀）池嶋市長公室長。

○市長公室長（池嶋　晶）御答弁申し上げます。

様々な分野で連携協定を生かした事業を行っているところでございますが、ＤＸの分野でも、民間事業者等が持つノウハウを生かし、行政課題の解決に向けた取組を検討してまいります。

以上、答弁といたします。（「三番」の声あり）

○議長（窪　佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）いろいろと連携協定やっている中で、さらなる取組を進めていただければなと思っております。

今まで、現状と認識につきましてお伺いをさせていただきました。

続きまして、市民サービスへの活用についてということなんですけれども、ＤＸであったり、生成ＡＩを活用した市民サービスについてをお伺いしたいと思いますけれども、これまで市民サービスへの活用ということでどういった取組をされてきたのかお伺いしたいと思います。

○議長（窪　佳秀）亀田すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（亀田和章）御答弁申し上げます。

マイナンバーカードをお持ちの方は、コンビニや市役所東玄関に設置しておりますマルチコピー機で、住民票などの証明書を取得していただけます。市役所へ行く手間が省け、閉庁時間でも利用できるサービスです。

また、市民課では、窓口申請書作成支援システムを導入しています。マイナンバーカードや運転免許証などをお持ちの方については、氏名や住所を自動で入力されるサービスです。

また、令和八年一月からおくやみ窓口を設置しており、オンラインで来庁予約が可能となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪　佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）現状につきまして、そうですね、マイナンバーカードを利用しての手続というのが非常に楽になってきておるというのは、私も感じておるところでございますし、利用されてる市民さんにつきましても、便利になっているのかな、また、コンビニ交付にしましても、いろいろと全国各地でいろんな手続ができるということで、非常に助かっている状況でございます。

そこで、一歩踏み込んで御質問させていただきたいんですけれども、全国的に「書かない窓口」の導入というのが、昨今進められている状況が見受けられます。少子高齢化が進んでおる中で、高齢者にとっては窓口での書類の記入そのものが負担となったりしておるところが現状でございます。

来庁者の市役所での滞在時間の短縮を図るためにも、住所や氏名など何度も記入する必要がなく、市民の負担軽減につながることも考えますけれども、本市におけるこの書かない窓口の導入についてのお考え、どうかお伺いしたいと思います。

○議長（窪　佳秀）亀田すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（亀田和章）御答弁申し上げます。

「書かない、待たない、回らないワンストップ窓口」を目指した総合窓口を、令和九年四月から開始できるように準備を、ただいま進めております。

システムを活用することで、市民の方が複数の窓口を回る手間と何度も同じことを書く手間を軽減し、市役所の滞在時間の短縮など市民の方の利便性向上に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪　佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）進めていってていただいてるということで、非常にありがたいかなと思っておりますけれども、これから検討して、四月から運用ということになるかと思うんですけれども。

ちなみに、この奈良県内でそういった「書かない窓口」、今御答弁いただきました書かないとか、待たないとか、回らないとかというそのワンストップ窓口ですかね、五條市が今目指しておるサービスって言うたらいいんですかね、それをやっておる自治体、県内にはどっかあるのか、あればどこが、いつからやっておるのか、御答弁いただけたらお願いできますでしょうか。

○議長（窪　佳秀）亀田すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（亀田和章）御答弁申し上げます。

今、実際、こういう書かない窓口とかやってるとこっていうのは、ちょっとすいません、手持ち資料ないんですけれども、先ほど言わせていただいた、申し訳ないです、すいません。

奈良県下、五市やっております。天理市、御所市、生駒市、香芝市がこういう総合窓口っていう、私たちが、今、考えておることをやっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪　佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）いろいろと導入されとる、なぜこれ聞かせていただいたかといいますと、これからいろいろ業者さんとかといろいろやっていくと思うんですけれども、やはり、実際運用してやっていっている自治体の生の声を聞いて運用されていくのが非常に有意義なことなのかなと思っておりますので、そういったところを非常に参考にしながら、いいとこ悪いとこを聞きながら、それをええとこだけを取り入れて、来年四月からの運用に向けて努力していただければと思っておりますので、御質問させていただきました。

続きまして、五條市は、現在、平成の合併によりまして、県内でも有数の広大な面積を有する自治体となっております。特に、西吉野町であったり、大塔町であったり、市役所本庁舎まで、支所もありますけれども、本庁舎に来るまでは距離があったり、また各種申請、届けのた

めに、本庁へ来庁するに当たりましては、非常に時間と、また、費用とをかけて来庁されてる市民の方々が多うございます。

そういった市民サービスのさらなる向上を図るためにも、市民が市役所へ行かなくても、自宅からいろんな手続ができる、そういったオンライン申請というんですかね。そういった形で取組をやっていただけたらお独り暮らしであるとか、交通が不便であるとか、そういった状況の解消にも一つつながっていくのかなと思っております。

そういったことを、今後、恐らく近い将来、これをやっていっていただきたいなと私は思っておるわけなんですけれども、今現在の市としてのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（窪　佳秀）亀田すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（亀田和章）御答弁申し上げます。

現在、「書かない窓口」の導入を進めておりますが、今後は、市役所に行かなくてもよいオンライン申請のさらなる拡充に向けて調査研究を進めてまいります。

オンラインを活用して、窓口手続を最小限にする取組を進めるとともに、丁寧な窓口対応を希望する市民の方にも寄り添える体制の構築に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪　佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）ありがとうございます。何遍も申し上げますけれども、来年四月から導入、また今後においてのいろんな先端技術の活用、ＡＩを活用したりとか、ＤＸの活用で市民さんが便利になるような形で進めていっていただければいいのかなと思っております。

次に移らせていただきたいと思います。

次は、教育現場におけるＡＩ活用についてということで教育委員会のほうにお伺いしたいと思います。

生成ＡＩの技術は急速に発展しておるっていうのは御承知のことと思いますけれども、現在、教育現場におきまして、この生成ＡＩの活用はどのような状況になっておるのか、現状、お伺いしたいと思います。

○議長（窪　佳秀）安満教育部長。

○教育部長（安満義尚）お答え申し上げます。

児童生徒に貸与しているタブレット端末には、ＣｈａｔＧＰＴ等の生成ＡＩは搭載されていません。ただし、資料作成等においては、簡易

なＡＩ機能のついたソフトを学年に応じて活用しています。
なお、教職員用のタブレット端末には、ＣｈａｔＧＰＴ等の生成ＡＩを搭載しており、事務処理や資料作成等で活用しているところであります。
以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）
○議長（窪　佳秀）三番、中本賢二議員。
○三番（中本賢二）今現在では、本格的にっていうか導入はされてないというふうなお話かなと思うんですけれども、生成ＡＩの技術革新や子供たちへの生活への浸透っていうのは加速的に進むと言われております。そういった中で、私自身も今現在、生成ＡＩを教育現場に活用していくのがいいのかどうかっていうのは、あまりいかがなものかなというものを考えております。
そういった中で、ただ世間の、世間というか状況の中では児童であったり生徒であったりは、もう今は一人一台、携帯またパソコンを持ってる状況かと思います。その中でいろいろと問題点も出てこようかな、また、読書感想であったりというのは、生成ＡＩに頼めば一発で出てきます。考える読解力というのが非常に薄れてくるのかなっていうのも危惧されますので、そこら辺の今後の活用につきましては非常に考えさせられる部分もあるのかなと思っております。
児童生徒については、そんな感じで私は思っておるわけなんですけれども、一方で、どうですかね、利用については、正確な思考力とか影響力、慎重な検討が必要であります。
そこで、今後、教育現場におきましての活用につきましては、教育委員会としてはどのようにお考えを持っておるのか、お伺いしたいと思います。
○議長（窪　佳秀）安満教育部長。
○教育部長（安満義尚）お答え申し上げます。
生成ＡＩは非常に便利であり、文部科学省のガイドラインでも児童生徒の学びを支える有用なツールとして位置づけられています。しかしながら、情報の正確性や個人情報の保護等のセキュリティーリスク等に十分留意することが求められています。
そのため、まずは教員が、校務や教材研究等で生成ＡＩを活用し、検証を重ねるとともに、活用技術の向上を図ることが先決であると考えます。
国のガイドラインを踏まえながら、子供たちの情報モラル教育等の充実を図るとともに、安全かつ効果的な活用についての研究を進めてま

いりたいと考えておるところでございます。
以上、答弁といたします。（「三番」の声あり）
○議長（窪　佳秀）三番、中本賢二議員。
○三番（中本賢二）今、国の状況とも言っておりますけれども、所管課としましては文部科学省ってなるんですけれども、これは実際問題、教育現場としまして、この教育現場におきましては学習指導要領ですかね、それにのっとってやっていっておるのかなと思うんですけれども、文科省のほうから何か通知であったり通達であったりっていう部分は、この生成ＡＩを活用した教育につきましてのそういった情報提供、また、通知文、通達文というのは出ているのか、出ておればどんな状況での内容が出ているのか、分かれば御答弁いただけますでしょうか。
（「三番」の声あり）
○議長（窪　佳秀）三番、中本賢二議員。
○三番（中本賢二）分かればでよかったので大丈夫でございます、よろしいですかね。はい。また、教えていただければと思いますんでよろしくお願いします。
こういった時代、本当にその世間中でそういったいろんなこと、生成ＡＩの情報が広がっていってる状況でございますので、何がしか私としましても、文科省からの、どういうんですかね、何かが出ているのかなと思いまして御質問させていただきました。
そしたら、次にちょっと行くんですけれども、今ちょっと児童生徒のほうでお伺いさせていただいたんですけれども、生成ＡＩ活用による業務の効率化についてという部分で、教職員に対しての御質問をさせていただきたいと思うんですけれども、これは長時間労働であったり、事務作業の軽減が学校の先生、課題となっております。
生成ＡＩを適切に活用することで、本来注力すべき児童生徒へ向き合う時間が多くなってくるのではないかと考えておるわけなんですけれども、この業務負担の軽減、また働き方改革の推進の点から、教育委員会としてはどのようにお考えをいただいているのか御答弁いただけますでしょうか。
○議長（窪　佳秀）安満教育部長。
○教育部長（安満義尚）お答え申し上げます。
生成ＡＩの活用は、資料の要約、指導案や教材研究等の補助など様々な場面で一定程度の時間短縮が見られているところです。そこで捻出された時間は、教員が精神的なゆとりを持って子供たちに関わる時間に充てることができます。これにより、一人一人に寄り添ったきめ細や

かな教育活動を展開できるものと考えております。

今後とも、教員の働き方改革と、教育の質の向上に注力できる環境整備を推進してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪　佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）ありがとうございます。いろいろと御質問させていただきました生成ＡＩにつきましては、現状の把握から職員の負担軽減、市民サービスの向上、そして、教育現場での活用についてお伺いすることができました。

今回の質問では、大きな枠での質問とさせてもらっております。今後の生成ＡＩの活用につきましては、生成ＡＩを活用した行政相談であったり、またＡＩチャットボット、これ二十四時間対応ですね、であったり、多言語対応など市民サービスの向上への活用が非常に重要ではないかと考えておるし、またやっていかなければならないことかなと考えております。

昨年、二〇二五年は、まさに地方自治体におきましては、生成ＡＩ元年と言われる年でもあり、多くの自治体で環境整備やガイドラインの策定が進められているところでございます。

そして、今年、二〇二六年は、それを一歩進めて、業務の中で深く組み込んでいく、成果を出す本格運用時期を迎えていると言われております。この本格運用の波に乗り遅れることなく進めていっていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げまして、次の質問に移らさせていただきたいと思います。

続きまして、地域資源を生かした観光振興につきまして御質問させていただきます。

こちらにつきましては、いろいろとあるわけなんですけれども、五條市におきましては、吉野川であったり、また榮山寺であったり、歴史ある町並み、新町通りですね、また柿をはじめとする農産物など、他市にはない魅力的な地域資源が数多く存在しております。

その中でも、私は、特に五新鉄道跡に、今回大きな可能性を感じておるところでございます。

五新鉄道は、皆さん、御承知かと思いますけれども、戦前から戦後にかけまして五條市と新宮市を結ぶ計画で建設が進められてきましたが、時代の変化により開通することなく終わった幻の鉄道として知られております。五新鉄道跡は、かつては長年にわたって住民の主要な移動手段、これ私も高校のときに、城戸駅から野原まで、私、智辯学園通っておりましたので乗っておりました。大型バス二台に、約五、六十名だったと思います、サラリーマンから学生が乗って、行ってた記憶がございます、大型バス二台に乗っていた、そんな時代もありました。それも、少子高齢化、過疎化によりまして利用者の減少が止まらず、平成二十六年九月に、バス専用道路としての運行も、長い歴史に幕を閉じた

ところでございます。

現在でも、市内には橋梁であったり、トンネル、路盤などが数多く残されておりまして、土木遺産としての価値だけではなく、全国的にも珍しい未成線、鉄道がかなわなかったという未成線としての鉄道ファンから高い関心を集めている一つの路線かと思います。

特に、生子トンネルをはじめとする施設群におきましては、五條市の歴史を語る貴重な資産でありまして、保存と活用の両面から検討していく必要があるのかなと思っております。

近年では、全国各地で廃線跡や産業遺産を観光資源として活用し、交流人口の増加や地域経済の活性化につなげている事例も増えておるところでございます。人口減少が進む中、地域に眠る資源を活用し、市外から人を呼び込む取組につきましては、ますます重要になってくると考えております。

そこで、今回、五新鉄道跡を中心とした地域資源を生かした観光振興につきまして、御質問をさせていただきたいと思います。

まず、五新鉄道跡の位置づけについてでございます。

五新鉄道跡につきましては、五條市を代表する歴史的遺産であって、全国的にも、先ほど申し上げました貴重な未成線であります。市として、現在、五新線跡をどのような観光資源、また、地域資源として位置づけているのか、御答弁いただけますでしょうか。

○議長（窪　佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）御答弁申し上げます。

五新鉄道跡地は、全国で五十か所程度しかない未成線の一つでありまして、地域の歴史的価値、土木遺産として、平成二十八年に土木学会選奨土木遺産に選定されております。市としましても、大事な観光資源であると考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪　佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）ありがとうございます。大事な観光資源であると同時に、貴重な観光資源かなと、私は思ってます。

次に、現在の取組状況についてお伺いしたいと思います。

五新鉄道跡につきましては、これまで様々な取組が行われてきたと認識しております。現在、市としてどのような保存活動や観光振興の取組を行っているのか、その状況につきましてお伺いしたいと思います。

○議長（窪　佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）御答弁申し上げます。

城戸駅舎におきまして、民間の団体が国鉄バス阪本線リバイバル運転会等を行っております。市としましては城戸駅から賀名生停留所までの西吉野区間を、誰でも入れるウォーク専用道として開放し、令和六年三月よりスタンプラリーを実施してございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪　佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）今、リバイバル運転会ですかね。これは何法人でしたか、ＮＰＯ法人ですかね、桜井の方がやっておるのかなと。私もこの間、ちょっと見学に行かせてもらいました。非常に多くの方が来場されてまして、昔の国鉄バスに乗ったりとか、いろいろイベントをやっておる状況でございました。非常に皆さん楽しまれて、写真もいっぱい撮られて、いい時間を過ごせたのかなと思っております。

そんなことをやっておる状況なんですけれども、続きまして、次に、先ほどちょっとスタンプラリーのお話が出たかと思うんですけれども、ちなみにこれスタンプラリーは常時やって、自由に歩けてる状況かとは思うんですけれども、このスタンプラリーの利用者というのは大体どれぐらい利用されてるのか、もし分かれば人数、約で結構でございます。教えていただけますでしょうか。

○議長（窪　佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）御答弁申し上げます。

スタンプラリーの際、ロードマップとスタンプ台紙を城戸駅舎に配置しており、定期的に職員が補充しています。その補充数からの推測になりますが、年間約一千名程度が利用してございます。

また、スタンプラリーを行わずに、五新鉄道跡のウォークを楽しまれる方もおられます。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪　佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）約一千人が利用されてるということで、この一千人っていうのが多いのか少ないのかというのは、人それぞれの取り方かと思うんですけれども、私は一千人も来てくれてるっていうのはなかなかすごいかなとは思っておる状況でございます。

これを、ちなみにこのままであれば一千人から増えないでしょう。ただし、これに付加価値をつけていくと、またどんどんどんどん増えていくんじゃないのかなということをしっかりとまた考えてもいただきたいなと思っておるんですけれども、よろしくそこら辺はお願いしたいと思います。

続きまして、以前に、未成線サミットっていうのをやっておったという経験がございます。五條市では、以前には未成線サミットを開催して、全国の未成線を有する自治体との交流であったり、情報交換、交流かな、をやってきたかとは思います。当時は大きな注目を集めて、五新鉄道の知名度向上にも一定の効果があったものと考えておるわけでございますけれども、しかし、近年につきましては、その取組につきましてあまり耳にすること、機会が少なくなったと感じておるところでございます。

昨年、九月議会の一般質問で山口議員のほうから御質問があったとは思います。改めて、未成線サミットのその後の状況につきましてはどうなっているのか。また、今後再開や新たな連携を行う考えはあるのか、併せてお伺いしたいと思います。

○議長（窪　佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）御答弁申し上げます。

平成二十九年三月に、第一回未成線サミットが五條市で行われ、昨年は第五回鉄道資源活性化サミットと名前を変え、山口県岩国市で行われました。その際、本市職員も参加いたしました。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪　佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）参加するのは、今、御答弁いただきました。参加するだけで、はい、終わりっていうわけじゃございません、ないと思います。

参加した中で、今後、どのように五條市、活用していこうとするのか、部長自身が参加者じゃないかも分かりませんけれども、どういった御報告を受けておるのか、また、今後においてのサミットに行った方々、参加された方々の復命等の中での今後の活用方法とか報告があれば、分かる範囲で御答弁いただければと思うんですけれども。

○議長（窪　佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）御答弁申し上げます。

参加した人から聞いておりますと、いろいろな取組をされておると。例えば、トンネルの中にイルミネーションを造って、トンネルを歩いていただくとか、いろんな活用事例があったと報告を受けてございます。また、モノレールであったり、そういうのを活用されてはる自治体もございました。

今後、本市といたしましてもどのように活用できるのか、調査研究、参考にして進めたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪　佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）ただいま御答弁いただきました。しっかりと調査研究をしていただいて、またいい報告をいただけるようにお願いしたいと思います。

続きまして、維持管理費について少しお伺いしたいと思います。

五新鉄道跡には、安全確保のためには継続的な維持管理が必要となっておるところでございます。そこで、五新鉄道跡の維持管理をどのように、今、されておるのか、御答弁いただけますでしょうか。

○議長（窪　佳秀）池嶋市長公室長。

○市長公室長（池嶋　晶）御答弁申し上げます。

定期的なのり面草刈を年二回から三回実施するとともに、倒木処理や側溝清掃、路面舗装修繕等を随時実施してございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪　佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）ありがとうございます。今、いろんな維持管理をやっていただいておるというのは非常にありがたいことでございます。

参考に聞かせていただきたいんですけれども、それに係る経費、大体幾らぐらいかかっておるのか、過去三年ぐらいの数字が分かれば、手元に数字があれば御答弁いただけますでしょうか。

○議長（窪　佳秀）池嶋市長公室長。

○市長公室長（池嶋　晶）御答弁申し上げます。

過去三年の維持管理経費でございます。まず、令和七年度、百八十六万三千四百六十五円、令和六年度、二百三十六万八千三百円、令和五年度、二百五十五万七千四百円でございます。

以上でございます。（「三番」の声あり）

○議長（窪　佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）ありがとうございます。百、二百万円前後ぐらいでの経費がかかっているということで、維持をしていただけるのは非常にありがたいかなと思っております。

その中で、先ほどスタンプラリーを年間やっておられるということで御答弁いただきましたけれども、これエリアとしては城戸から賀名生までの間スタンプラリーをやっていただいてると思うんですけれども、この間、自由にこれ、どう言うんですかね、参加者はいつでも行ける、時間の制限なしに行っているわけなんですけれども、ここの通常のいろんな維持管理、定期的な維持管理、例えば、草が生えるのは大体五月ぐらいから秋口ぐらいまでですんで、年間三回ぐらいですかね、草刈りをやったりとか、計画的にはできるとは思うんですけれども、例えばこれ、通常以外の安全対策っていう部分はどのようにされておるのか、やっておるのかやっておられないのか、御答弁いただけますでしょうか。

○議長（窪　佳秀）池嶋市長公室長。

○市長公室長（池嶋　晶）御答弁申し上げます。

まず、通行に支障があると連絡があった場合は、除却などの対応を行ってございます。

それに伴い、安全確認はどうしているかということでございます。年一回の路線状況の確認のほか、台風等大雨の後などの確認も行っております。

以上でございます。（「三番」の声あり）

○議長（窪　佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）そうですね、ちょっと大きな風があったりとか、また、最近であれば、私も近くに住んでおるもんでございますけれども、竹が、例えば腐ってきて、歩道か、歩くとこの上に落ちてきとったりとか、落ちかけてたりとか、落ちていればまだいいとしても、落ちかけておる状況とかいろんな状況があります。分かる範囲では、私らも連絡はさせていただいているんですけれども、安全確認だけね、スタンプラリー来られる方、安全に利用していただけるように努めていただきたいと思います。

続きまして、少し先ほども出てました、城戸にある元駅舎の件、分かればちょっと御答弁をいただきたいわけなんですけれども、これどのような目的で、いつ頃整備されて、大体どれぐらいの金額かかっておるのか御答弁いただけますでしょうか。というのが、やはりこの駅舎の活用というのは、そこの五新線活用についての部分かなと私は理解するんですけれども、そこら辺御答弁いただけますでしょうか。

○議長（窪　佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）御答弁申し上げます。

城戸駅舎の整備でございますけれども、令和三年度地方創生交付金を活用して整備させていただいてございます。

目的といたしましては、地元住民からの要望と、五新線関連イベントの開催や、観光客等の環境整備及び地域住民の憩いの場としての活用をするために駅舎を整備してございます。

現在は、西吉野支所移転後の指定緊急避難所として、地元より利用要望がありまして、指定緊急避難場所を変更する予定でございます。

また、最後、金額でございますけれども、工事費、委託費等合わせた事業費三千七十三万円程度でございました。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪　佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）地元の方々も利用すると同時に、五新線の利用者について、いろいろと活用していただくような形で整備をされておるのかなと思っております。

あちらの施設のほう、ちょっと部長、見学行ったかどうか分からないんですけど、私、ちょっとこの間、行かせていただきました。そしたら、記録帳というか、備忘録というかそういった部分、二〇一三年ぐらいからの記録が書かれております。中身を一枚ずつめくっていきましたら、「すごく心温かいいい施設だな」とか、「いい路線ですね、もう一度来たい」、「来てみてよかった」、そんなのを書いてお帰りいただいた。そんなことを私は目の当たりにして、あ、これはやはりこの五新線は、やっぱり残していかなきゃいけないのかな、やはり大事な資源なのかなというのを改めて感じたところでございます。

そういったことで、今後の活動につきましてお伺いします。

私は、五新線鉄道跡を単なる保存対象ではなく、観光振興であったり、交流人口の拡大につながる貴重な地域資源として活用していくべきではないかと、そのように考えております。例えば、ウォーキングイベントであったり、サイクルツーリズム、鉄道遺産ツアーなど様々な可能性がございます。

しかしながら、五新鉄道跡を観光資源としてフル活用しているとは言い難い状況であります。現在、危険箇所として一般開放されず進入禁止となっております生子トンネルの修繕が必要となっておるのが現状でございます。このトンネルが開通すれば、五條から西吉野の城戸までのすばらしい散策ルートであったり、サイクリングロードになり、利用価値が大いに上がることとなり、地域の活性化につきましては計り知れない効果が期待されることと想像するに値します。

今後、生子トンネルの修復や保存整備について、どのようにお考えいただいてるのか、御答弁いただけますでしょうか。

○議長（窪　佳秀）池嶋市長公室長。

○市長公室長（池嶋　晶）御答弁申し上げます。

生子トンネルにつきまして、平成二十七年に、五新線トンネル点検業務委託を実施したところ、覆工コンクリートの品質が悪い区間があることや、覆工の耐力的に不安があること、また、天端に穴、覆工背面の空洞が確認され、突発性崩壊が懸念される危険性が判明いたしました。報告書にある参考見積によりますと、当時の生子トンネルの危険箇所の修繕に要する費用は約二億円となっておりました。議員お述べのとおり、補修工事には多額の費用が必要となります。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪　佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）多額の費用がかかるということで御答弁いただきましたけれども、当然、補助金なしではこの修復につきましては困難かなと思っております。

これにつきましては、国や県の補助金、あるいは地方創生に資する財源の活用であったりとか、民間連携、官民協働であったり、クラウドファンディング等いろいろあると思いますけれども、これまでにそういったことを検討されてる経緯はあるのか、また、今後においてはどうなのか、見解お伺いしたいと思います。

○議長（窪　佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）御答弁申し上げます。

今後は、鉄道資源サミットの参加市町村の事例も参考にするとともに、市独自でも補助事業の活用方法等、有効な財源確保について、調査、研究してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪　佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）ありがとうございます。同じことを申し上げますが、しっかりと調査、研究をしていただきたいと思いますし、またお尋ねしたいと思います。

最後に、市長にお伺いしたいと思います。

五新鉄道跡は、開通しなかった鉄道だからこそ持つ歴史的価値と物語性を有しており、五條市ならではの観光資源であります。人口減少が進む中、地域にある資源を磨き上げて、交流人口の増加や地域活性化につなげていくことが非常に大事かなと思っております。

昨日の田中議員の質問の中で、観光資源の活用の中で、市長のほう、多くの方々が訪れてくれるまちをつくっていきたいという御答弁をいただきました。また、本日副市長のほうから仲山議員の御質問に対しまして、新駅のいろんな実現に向けての中で、関係人口の増加を目指していくというふうな市長、副市長のお気持ちを伺っておるところでございますけれども、そういった中、今後、五新鉄道跡をどのような地域資源として生かしていくのか、現在、市長のお考えをお示しいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（窪　佳秀）平岡市長。

○市長（平岡清司）答弁申し上げます。

五新鉄道跡は、土木学会の選奨土木遺産に選定されるなど、全国的に見ても貴重な観光資源として認識をしています。一方で、観光の目玉となるような十分な活用や、他の観光資源との連携が図れていないという課題も認識をしているところでもございます。また、五新線トンネル点検業務の調査結果において、各所に危険性があることが判明し、多額の補修費用が必要な状況でもございます。

このような現状を踏まえ、五新鉄道跡の根本的な活用方法について、再度検証し、将来的な維持管理負担も含め、総合的な判断が必要と考えています。

五新線につきましては、私も市長に就任してからといいますか、議員時代にも確認に行ってまいりました。そんなとき、今で言うと舗装も非常に悪いというのもありますし、距離でいうと結構あるのかなというふうに思ってます。そして、生子トンネルにおきましては起債にも当たらないというふうなことがございまして、改修していくのには非常に多くの財源が必要ではないのかなと思ってます。

しかし、そのことについても、議員お述べのとおり、私も諦めずに、こんなん言うたら怒られるか分かりませんけど、よその市では多額の寄附もいただいてるっていうところもありますし、何かのことで変わることがあるかもしれません。

しかし、そんな中、関係人口、交流人口を持っていく中では、やはり諦めないことが一番大事なのではないかなと思いますので、今後にいたしましても、調査研究をしながら、やはり歴史、そして、この文化を大事にしたいなと思います。

以上でございます。（「三番」の声あり）

○議長（窪　佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）市長、ありがとうございます。

理事者側も、また、我々議員側も同時に、いかに地域を活性化していくのか。こういった大事な地域資源、まだまだいっぱいあります、五新線だけじゃなくてですね、いろんな地域資源の活用につきまして、お互いにいろんな知恵を出しながら、今後もいかに交流人口を増やして

いくのかを考えていきたいのかな。

そして、ほかと違うのは何かといいますと、地域資源というのはほかには必ず同じものはございません。これは五條市特有のものでございます。ほかんとことはまねができない、ほかのもまねができないという、これが地域資源でございます。これを生かすほかはないのかなと私は思っておりますので、どうか今後ともいろんな調査、研究、お互いに進めていって、これが実現できるような形で議論をさせていただければなと思っておりますので、どうか今後ともよろしくお願い申し上げまして、三番、中本賢二の一般質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（窪　佳秀）安満教育部長。

○教育部長（安満義尚）すいません。ちょっとお時間いただき大変申し訳ないです。

先ほどの答弁、国のガイドラインの件なんですけれども、お答えさせていただきます。

文部科学省から、令和六年十二月に、初等中等教育段階における生成ＡＩの利活用に関するガイドラインが出ております。内容につきましては、主にあくまで補助ツールであり、セキュリティーリスク等の指導をしっかりとすることを前提として活用していくということになっております。

以上、答弁といたします。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（窪　佳秀）以上で、三番、中本賢二議員の質問を終わります。

昼食のため、十三時三十分まで休憩いたします。

午後零時五分休憩に入る

午後一時三十分再開

○議長（窪　佳秀）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（窪　佳秀）次に、六番、谷　勝啓議員の質問を許します。（「六番」の声あり）六番、谷　勝啓議員。

〔六番　谷　勝啓質問席へ〕

○六番（谷　勝啓）議長から発言の許可をいただきましたので、六番、谷　勝啓の一般質問を始めさせていただきます。

一、市道の補修対応について。（一）補修の対応の方法について。

道路の補修については、職員が直接補修を行ったり、材料支給によって自治会が補修を行ったりしていると思います。中でも、舗装の穴ぼこの補修については、常温アスファルト合材を使用して簡易的に補修していると思いますが、交通量が多い路線などではすぐに破損し、再度補修が必要となる事例が多く見受けられ、結果的に多くの手間が発生していると思います。

支給する材料について、常温アスファルト合材だけでなく、加熱アスファルト合材についても、単価契約を行って支給し道路を補修するほうが効果的だと思います。

五條市の道路は穴ぼこなど破損している箇所が非常に多く見受けられます。道路利用者の安全のためにも、専門業者に発注するなどして、早期本格的な補修を行うべきではないでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長（窪　佳秀）栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光）六番、谷議員の御質問にお答えいたします。

道路補修対応については、簡易な補修対応だけでは繰り返し補修が必要となっているのも事実です。道路利用者の安全・安心のために早期に本格的な補修を行えるよう、民間事業者への包括的な維持管理業務の委託など、他の市町村の先進的な取組について引き続き研究してまいりたい、このように考えております。

以上、答弁といたします。（「六番」の声あり）

○議長（窪　佳秀）六番、谷　勝啓議員。

○六番（谷　勝啓）五條市の道路は、他の市町村と比べても、車で走っても非常に路面が悪く思います。穴ぼこが原因で事故が起こることがないように、道路整備をよろしくお願いいたします。

続いて、二、犯罪被害の市民への通知について。（一）田園地区で四月から泥棒が入っているが、その対応・通知について、答弁お願いいたします。

○議長（窪　佳秀）辻危機管理監。

○危機管理監（辻　佳孝）お答えいたします。

四月には、本市田園地区において、一般住宅や空き家を対象とした窃盗事件が三件発生しています。暫定値ではありますが、五月中にも同

様の窃盗事件が四件発生していることを把握しています。

今、御質問のその対応・通知についてでございますが、五條警察署をはじめとする関係機関と連携を密にし、犯罪被害防止に向けた広報啓発に努めること、五條市公式ＬＩＮＥ等の広報媒体を積極的に活用すること、また、奈良県警察が推奨している奈良県警察安全安心アプリ「ナポリス」の普及に努めること、それから、先日も行いました防災無線などでお知らせすることなど、あらゆる機会を通じて市民への周知啓発、さらには、市民の安全・安心に向けた諸対策を推進してまいります。

以上、答弁といたします。（「六番」の声あり）

○議長（窪　佳秀）六番、谷　勝啓議員。

○六番（谷　勝啓）四月頭から窃盗事件が三件も発生しているのに、五條市公式ＬＩＮＥに掲載されたのは五月三日でした。もっと早く周知できたら事件も減っていたかもしれませんし、せっかく便利なサイトをつくってくれているので、もっと早く市民に伝えてあげてください。

同じ田園のあづみ台地区には防犯カメラも付いています。田園地区にも防犯カメラを付けたほうがいいと思います。防災無線も流せる設備が付いているので、これからは早急な措置をよろしくお願いいたします。

次に、三、建設工事の入札制度の（一）番、一年平準化できているのかについて質問します。

この質問は前にもしていますが、今年も六月になっても建設工事はまだ出ていません。五條市の入札では、毎年発注時期が平準化されないため、四月から六月ぐらいの間、いつも工事が発注されず、年末にかけて多く発注されているように思います。発注が遅くなれば、適正な工期も取れなくなるので、変更があれば、年度を繰り越して工事をしているのをよく見受けます。

新しく年度が始まれば、すぐに工事を発注できる体制を整えてほしいと思っておりますが、その辺りについて市のお考えをお聞かせください。

○議長（窪　佳秀）池嶋市長公室長。

○市長公室長（池嶋　晶）御答弁申し上げます。

公共工事の平準化発注に関しましては、建設業の担い手確保や受注者側の負担軽減、また、発注者側の業務負担軽減にもつながってくるため、大変有効です。

平準化を推進するためには、年度当初に発注計画を策定することで、計画的に取り組むとともに、発注部局や財政部局と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。加えて、契約準備行為の実施や債務負担につきましても併せて検討してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（窪　佳秀）六番、谷　勝啓議員。

○六番（谷　勝啓）前向きな答弁、ありがとうございます。今後は、工事を平準化して発注してくださるようよろしくお願いいたします。

三、建設工事の入札制度について。（二）で、以前は一業者三種、今は一業者六種になっている理由についてお尋ねします。

現在、五條市では、市内建設工事業者が業者登録するときに、六工種以内で選択できるようになっています。私が思うには、六工種も選択できると、工事の種類ごとに複数登録できるので、例えば、土木一式、舗装、水道工事に一つの業者が登録できるので、その項目の業者数が多くなってしまうから入札に当たらない状況が発生します。市に登録している業者でも、三年以上何も当たっていない業者もいると聞いています。

以前は選択できるのは三工種でした。登録できるのが少ないほうが入札に当たりやすいと思います。奈良県内でも、隣の御所市とか大和高田市は選択できるのは一業者一工種だけとなっています。土木一式工事ならそれだけ、水道工事ならそれだけです。

五條市では、六工種選択できます。なぜ六工種選択できるのか、市の考えをお聞きいたします。

○議長（窪　佳秀）池嶋市長公室長。

○市長公室長（池嶋　晶）御答弁申し上げます。

本市が発注する主な工事種別は、土木一式、建築一式、舗装、造園、水道施設など十四工種あります。入札参加資格申請時には、この十四工種中六工種以内で申請をいただいております。

六工種選択できるということで、事業者の延べ登録業者数を増やすことにより競争性が高まって、市内業者だけで入札を実施できる可能性が高まるものと考えております。

また、奈良県においても、選択できる工種が六工種であることから、それに準じたものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（窪　佳秀）六番、谷　勝啓議員。

○六番（谷　勝啓）三、建設工事の入札制度について。

続いて、（三）の御所市、大和高田市は一業者一種であることについてお尋ねします。

五條市と隣接する御所市や大和高田市は、業者登録するときに一業者一種です。そのほうが土木工事は土木を専門としている業者が、造園

工事は造園を専門としている業者が、水道工事であれば水道を専門としている業者が入札することになるので、そのほうが業者にとっても苦情も出ることもないし、よいと思います。

五條市も業者登録について、一業者一種にする考えはありませんか、お尋ねいたします。

○議長（窪　佳秀）池嶋市長公室長。

○市長公室長（池嶋　晶）御答弁申し上げます。

現在までの登録工種数の経緯につきましても、平成二十五年度までは四工種、平成二十六年度から令和五年度までは三工種でした。

先ほどの答弁で申し上げましたとおり、令和六年度以降は六工種とすることで、延べ登録業者数の増加による競争性の向上、また、奈良県の六工種に準じる形で、市においても六工種としてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（窪　佳秀）六番、谷　勝啓議員。

○六番（谷　勝啓）建設工事の入札制度について。今までの登録工種数の経緯について。

登録できるのが六工種だということなんですが、一業者六種になった今までの経緯を教えていただけますか。

○議長（窪　佳秀）池嶋市長公室長。

○市長公室長（池嶋　晶）御答弁申し上げます。

先ほどの答弁で申し上げましたとおり、令和六年度以降は六工種とすることで、延べ登録業者数の増加による競争性の向上、また、奈良県の六工種に準じる形で、市においても六工種としてございます。

以上でございます。（「六番」の声あり）

○議長（窪　佳秀）六番、谷　勝啓議員。

○六番（谷　勝啓）先ほども述べましたが、市に登録しているのに入札に全く当たらないという業者が本当に多くいる中、少しでもこの状況を改善していきたいと思っています。登録できるのを一工種にしたり、ランクを統合したり、例えば、Ａ１ランク、Ａランクを統合したりとか、少しでも現在の環境を改善していきたいと思っております。

県が一業者、六工種だからといって、県に準ずる、合わせる必要は全くないと思います。奈良県は、三十九市町村、県の工事入札は奈良県の中の業者を競争させて入札させるのは当たり前だと思いますが、五條市の建設の入札で六工種も選べたら、施工管理の資格、ペーパーでテ

ストに受かるだけで工種を増やすことができます。

例えば、土木事業者が水道の工事を入札して落札して、自社でできないのであちこち市町村の水道施工業者に見積りを取って、底なしで値切りまくり、結局、他の市町村から水道業者が来て、五條市の建設工事をやっているのが目立ちます。五條市の建設工事は、五條市の建設業者が工事を落札、施工したほうが、税金も五條市に落ちるので一番だと思います。

一業種一社の入札制度にすることによって、例えば、全く違う職種の会社が、市は違う工種の入札を入れられないので、他市町村の下請を使わずに自社で施工できます。例えば、造園屋さんが塗装工事を入札で落とせるのはおかしいと思いませんか。御所市、大和高田市のように一業者一種にしたほうが、みんなに平等、専門業種が専門得意な仕事を入札して、落として、仕事を自社でするのが一番だと思います。それが苦情も少なく、もめごとも少なくなります。

あと、工事の点数を五條市はつけていますが、業者が点数ばかり気にして何百万円もするソフトを持っているゼネコンなどを下請に使う傾向があります。地元業者を使わない傾向にあります。工事の検査は、現場の書類がちゃんとできていれば、点数などつけなくていいと思います。五條市役所の仕事は、五條市の業者が工事をするのが一番です。隣の御所市、大和高田市のように、入札制度を一業者一種にしてください。よろしくお願いいたします。

これで、谷　勝啓の一般質問を終わります。

○議長（窪　佳秀）六番、谷　勝啓議員の質問を終わります。

○議長（窪　佳秀）次に、日程第二、報第七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（小田光章）報第七号　五條市土地開発公社の経営状況の報告について。

○議長（窪　佳秀）報告を求めます。杉村土地開発公社事務局長。

〔土地開発公社事務局長　杉村和彦登壇〕

○土地開発公社事務局長（杉村和彦）失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第七号　五條市土地開発公社の経営状況の報告について、地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定により御報告申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の五條市土地開発公社令和七年度決算書・事業報告書の三ページを御覧いただきたいと存じます。

それでは、令和七年度五條市土地開発公社決算書について御報告申し上げます。

まず、一、収益的収入及び支出（一）収入の部でございますが、第一款、土地開発事業収益の予算額合計八億五千九百二十四万七千円に対しまして、決算額は八億五千九百十万八千七百三十五円となっております。

当該決算額の項別の内訳でございますが、第一項の事業収益につきましては、八億五千六百二十一万三千六百五円となっております。当該決算額の内訳は、土地売却収益でございます。

第二項の事業外収益につきましては、二百八十九万五千百三十円となっております。当該決算額の内訳は、五条駅前臨時駐車場収益等でございます。

続きまして、（二）支出の部でございますが、第一款、土地開発事業費用の予算額合計八億三千三百三十三万六千円に対しまして、決算額が八億三千二百五十六万四千百四十七円となっております。

当該決算額の項別の内訳でございますが、第一項の事業費用につきましては八億三千百三十万五千三円となっております。

第二項の事業外費用につきましては、七十六万七千八百四十四円となっております。

第三項の特別損失につきましては、四十九万一千三百円となっております。

恐れ入りますが、四ページを御覧ください。

続きまして、二、資本的収入及び支出についてでございます。

まず、（一）収入の部、第一款、資本的収入の予算額百六十九万五千円に対しまして、決算額が三百二十七万六千二百八十六円となっております。

当該決算額の内訳は、第一項、利子補給金でございまして、借入金の利息支払額に対する市からの利子補給金三百二十七万六千二百八十六円でございます。

続きまして、（二）支出の部、第一款、資本的支出の予算額八億二千四十五万一千円に対しまして、決算額が八億一千六百三十八万八千四百十一円となっております。

当該決算額の項別の内訳でございますが、第一項の用地取得造成事業費につきましては、決算額が三千百三十八万八千四百十一円となっております。

当該決算額の内訳は、工事請負費のほか草刈業務委託等の管理費用でございます。
第二項の借入金償還金につきましては、決算額が七億八千五百万円となっております。
なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額八億一千三百十一万二千百二十五円につきましては、損益勘定留保資金で補塡をしております。
次に、五ページを御覧ください。
ただいま御覧いただいておりますものは、損益計算書でございます。
令和七年度における当公社の経営成績を明らかにするため、会計期間に属する全ての収益と、これに対応する全ての費用とを記載して、当年度の経営の状況並びに純利益を表示するものであります。
一の事業収益八億五千六百二十一万三千六百五円から二の事業費用合計八億三千百三十万五千三円を差し引くと、事業利益が二千四百九十万八千六百二円となります。
事業利益に、三の事業外収益合計二百八十九万五千百三十円を加え、四の事業外費用七十六万七千八百四十四円を差し引くと、経常利益が二千七百三万五千八百八十八円となります。
経常利益に、五の特別損失四十九万一千三百円を差し引くと、当年度純利益は二千六百五十四万四千五百八十八円の黒字となりました。
続きまして、六ページを御覧ください。
ただいま御覧いただいておりますものは、剰余金計算書並びに剰余金処分計算書でございます。
上段、利益剰余金計算書でございますが、令和七年度における利益準備金は、令和六年度末の利益準備金の残高二億六千百八十六万九千七百九十六円に、令和六年度の純利益である前年度繰入金額二百五十五万五千九百六十六円を加えた合計額の二億六千四百四十二万五千七百六十二円であります。
下段、剰余金処分計算書でございますが、令和七年度の純利益である当年度未処分利益剰余金、二千六百五十四万四千五百八十八円を、利益準備金に積み立てるものとしております。
続きまして、七ページから八ページを御覧ください。
ただいま御覧いただいておりますものは、貸借対照表でございます。
令和七年度における当公社の財産状況を明らかにするため、貸借対照日であります令和八年三月三十一日における全ての資産、負債及び資

本の現在高を記載したものでございます。
七ページの最も下の行の資産合計十二億六千八百一万七百七十二円に対しまして、次のページ、八ページの中ごろに記載しております負債合計が九億七千二百四万四百二十二円、また、下から二行目の資本合計が二億九千五百九十七万三百五十円で、負債・資本合計は十二億六千八百一万七百七十二円となります。
続きまして、九ページを御覧ください。
ただいま御覧いただいておりますものは、キャッシュ・フロー計算書でございます。
令和七年度における当公社の現金の動きを明らかにしたもので、令和七年度における現金及び現金同等物増加額は四千四百九十五万六千百八十一円となり、期末残高は五千六百五十三万一千八百三十九円となりました。
次に、十ページを御覧ください。
続きまして、令和七年度の五條市土地開発公社事業報告を申し上げます。
一の公共用地取得事業でございますが、契約件数で三件の売却がございました。
保有土地の売却につきまして、岡町の防災・災害等対応施設整備事業用地二千四百七平方メートルを二千九十一万九千十一円で、二見五丁目の二見公共用地の一部七千四百八十四・五七平方メートルを一億七千九百八十八万四千九百六十四円で、須恵三丁目の五条駅前整備事業用地の一部四千百九十七平方メートルを六億五千五百四十万九千六百三十円で、それぞれ市の事業として市が買戻しを行っております。
二のその他の事業でございますが、保有土地の暫定利用としまして、五条駅前整備事業用地を臨時有料駐車場として利用しておりました。
また、保有土地の維持管理として、各事業用地において草刈等の適切な維持管理を実施しております。
また、保有土地の簿価上昇の抑制を図るため、引き続き市基金から借入を行っているところでございます。
引き続き、十一ページを御覧ください。
三の五条駅前臨時駐車場利用状況でございますが、月別の利用状況を記載いたしております。令和七年度では、月平均五十三台の利用がございました。
四の経理の状況についてでございますが、令和七年度の収益的収支及び資本的収支の状況を記載いたしております。
続いて、十二ページを御覧ください。
五、理事会の議決事項では、令和七年度中の予算や決算など公社理事会で議決された件名と議決日を記載しております。

六、職員に関する事項では、公社事務局の職員について記載しております。

続きまして、十三ページから十四ページを御覧ください。

ただいま御覧いただいておりますのは、財産目録でございます。令和七年度末における公社が所有する財産、すなわち資産及び負債の全てを目録にしたもので、公社の正味財産を表す表でございます。

まず、資産の部でございますが、合計で十二億六千八百一万七百七十二円となっておりまして、この内訳といたしましては、現金や預金、また、事業活動において経常的または短期間に反復して発生する取引に伴い、発生した資産さらに短期間に消費され、または、ほかの形態に転換する資産であります流動資産につきましては、現金預金の五千六百五十三万一千八百三十九円、基本財産の五百万円、事業用地の十二億六百四十七万八千九百三十三円となっております。

次に、十四ページの負債の部でございますが、合計で九億七千二百四万四百二十二円となっておりまして、この内訳といたしましては、固定負債として五條市基金からの長期借入金が五億七千六十八万円でございます。

また、事業活動における取引によって発生した負債等であります流動負債が四億百三十六万四百二十二円となっております。

結果としまして、差引正味財産は二億九千五百九十七万三百五十円となっております。

十五ページ以降の附属資料につきましては、説明を割愛させていただきます。

続きまして、令和八年度五條市土地開発公社事業計画書、予算書、資金計画書について御報告申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の令和八年度五條市土地開発公社・事業計画書、予算書、資金計画書の三ページを御覧いただきたいと存じます。

最初に、令和八年度事業計画から説明させていただきます。

一の一般用地取得造成事業計画の新規事業及び継続事業、二の公共用地取得事業計画の新規事業につきましては、双方とも令和八年度の計画はございません。

続きまして、四ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、継続事業でございますが、事業用地名の一、今井島台工業団地から八、道路改良事業用地（市道五條二十七号線）までの八つの事業用地につきましては、計画事業費を合計四百二十九万円計上いたしております。

事業計画につきましては、以上でございます。

続きまして、令和八年度予算を御説明申し上げます。

五ページを御覧いただきたいと存じます。

最初に、第二条の収益的収入及び支出の予算額でございますが、公社の単年度における経常的な事業活動を示すものであり、事業活動に伴い発生する全ての収益と全ての費用が、現金収支の有無にかかわらず、発生の事実に基づいて計算されるものであります。

収入の部では、第一款、土地開発事業収益といたしまして七十四万九千円を計上いたしております。

その内訳でございますが、第一項の事業外収益としまして七十四万九千円を計上いたしております。

続きまして、支出の部でございますが、第一款、土地開発事業費用といたしまして百十四万六千円を計上いたしております。

その内訳でございますが、第一項の事業費用につきましては五十九万六千円を、第二項の事業外費用としまして五万円を、第三項の予備費として五十万円を、それぞれ計上いたしております。

次に、六ページを御覧いただきたいと存じます。

第三条の資本的収入及び支出の予定額でございますが、資産の処分の有無にかかわらず、資産の増加に係る支出や負債の減少に係る支出、及びこれらのために必要な資金収入を計上するものであります。

また、資本的収入額の二百十四万一千円が資本的支出額の四百二十九万円に対して、不足する額である二百十四万九千円は、損益勘定留保資金で補填するものといたしております。

まず、収入の部でございますが、第一款、資本的収入といたしまして、第一項利子補給金二百十四万一千円を計上いたしております。

次に、支出の部でございますが、第一款、資本的支出といたしまして、第一項用地取得造成事業費四百二十九万円を計上いたしております。

予算については、以上でございます。

続きまして、令和八年度資金計画を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、七ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、一の受入資金でございますが、先ほどから御説明を申し上げました〔一〕の事業収益から〔五〕の未収金の合計五千九百四十四万二千円でございます。

次に、二の支払資金でございますが、〔一〕の事業費用から〔六〕の未払金の合計六百七十六万三千円となっており、差引で五千二百六十七万九千円の資金残高を見込んでおります。

続きまして、八ページから九ページを御覧いただきたいと存じます。

ただいま御覧いただいておりますものは、令和八年度予定貸借対照表でございまして、令和八年度における当公社の財産状況を明らかにするため、貸借対照日であります令和九年三月三十一日に予定する全ての資産、負債及び資本を記載したものであります。

資産合計の十二億六千六百三十万七千円に対しまして、次の九ページにございます負債合計が九億七千六十八万円、資本合計が二億九千五百六十二万七千円で、負債・資本合計は十二億六千六百三十万七千円でございます。

次に、十ページを御覧ください。

ただいま御覧いただいておりますものは、債務に関する計画書でございまして、長期借入金の令和七年度末の債務額五億七千六十八万円で、令和八年度中に新たな借入れ及び償還の予定はございません。

なお、十一ページ以降の令和七年度予定損益計算書及び予定貸借対照表、令和八年度五條市土地開発公社予算説明書につきましては、説明を割愛させていただきますので、後刻御清覧いただきますようお願い申し上げます。

以上で、報第七号　五條市土地開発公社の経営状況の報告についての報告を終わらせていただきます。

○議長（窪　佳秀）報告が終わりました。

これより、質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪　佳秀）質疑を終わります。

以上で、報第七号の報告を終わります。

○議長（窪　佳秀）次に、日程第三、報第八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（小田光章）報第八号　五條市地域商社株式会社の経営状況の報告について。

○議長（窪　佳秀）報告を求めます。横谷産業環境部長。

〔産業環境部長　横谷隆仁登壇〕

○産業環境部長（横谷隆仁）ただいま上程いただきました報第八号　五條市地域商社株式会社の経営状況の報告につきまして、地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定により御報告申し上げます。

配信しております資料、令和七年度事業報告書、第六期の三ページを御覧いただきたいと存じます。

令和七年度の事業の実施状況でございます。

初めに、指定管理事業の実施についてでございます。

大塔町公の施設の指定管理者として、令和七年度は、令和三年度から五年間の最終年度に当たり、大塔山村体験実習センター、大塔総合案内センター及び大塔郷土館の三施設について管理運営事業を行ってきましたが、指定管理契約の終了に伴い会社も解散いたしました。

施設の運営状況については、長らく休館しておりました大塔郷土館では、令和七年四月から営業を再開しましたが、諸事情により六月より再び休館いたしました。

次に、地域商社産業創出事業の実施についてでございます。

令和二年度から行ってまいりました地域商社産業創出事業ですが、柿の葉を活用した葉っぱビジネスでは、西吉野町及び黒駒町に植え付けた柿の木の育成を行ってまいりました。

次に、業務の状況についてでございます。

令和七年度も、従来本部で行っていた業務を、星のくにの職員と商工会への委託で行い、経費の削減に努めました。

指定管理事業については、施設間での協力に取り組みましたが、修繕費や解散に伴う費用などがかさみ、令和七年度の当期純損失金額は二百四十五万二千九百一円となりました。

部門別事業といたしまして、初めに指定管理事業についてでございます。

三ページ下段から四ページを御覧いただきたいと存じます。

令和七年度の大塔町公の施設、ロッジ星のくに、道の駅吉野路大塔、大塔郷土館の指定管理事業の状況について、御報告いたします。

ロッジ星のくにでは、主に宿泊業務、食事、天体観測会等の営業を行う中、一般の方の利用のほか、市外での出張観測会などを行い、当該施設のＰＲを実施しました。

令和七年度の利用者数は三千四百五十九人、当期売上高は一千六百十五万七千六百九円となりました。

次に、道の駅吉野路大塔では、店舗では土産物の販売や食事の提供のほか、市内事業者の商品の取り扱い、ふるさと納税返礼品の出品を行ってまいりました。

令和七年度の利用者数は二万九千二百八人、当期売上高は三千八百三十九万八千七百七十二円となりました。

最後に、大塔郷土館では、令和七年四月二十六日より営業を再開しましたが、諸事情により令和七年六月一日から再び休館となりました。
令和七年度の利用者数は九百八十二人、当期売上高は四十一万一千九百七十六円となりました。
社会貢献事業といたしましては、夏休みの子供と保護者を対象に望遠鏡工作を行うイベントを五回行い、二十二組三十名の参加がありました。
続きまして、令和七年度の決算状況について御報告申し上げます。
決算報告書の八ページ、貸借対照表を御覧願います。
左側、資産の部、合計が四千百七十六万二千八百四十九円。右側中段、負債の部の合計が五百五万三千円で、同じく右側下段の純資産の部、合計が三千六百七十万九千八百四十九円となっており、負債及び純資産合計が四千百七十六万二千八百四十九円でございます。
次に、九ページの損益計算書を御覧ください。
右端の欄、上段の売上高合計が八千四百四十四万三千七百三十七円、中段の売上原価が二千六百四十六万四千四十二円、売上総利益金額が五千七百九十七万九千六百九十五円でございます。
次に、十ページを御覧ください。
右端の欄、中段の販売費及び一般管理費合計が六千八十七万六千四百八十四円で、営業損失金額は二百八十九万六千七百八十九円となり、営業外収益合計の十五万二千六百十九円を加え、営業外費用の貸倒損失五万八千三百四十四円を差し引いた当期損失金額は二百八十万二千五百十四円となり、特別利益の固定資産売却益の六万三千六百三十六円、法人税等を合わせた当期純損失金額は二百四十五万二千九百一円となります。
次に、十一ページの株主資本等変動計算書を御覧ください。
資本金の当期首残高、当期末残高、二千九百三万円で増減はございません。
十二ページにあります個別注記表、十三ページにあります監査報告書につきましては、後刻御清覧願います。
以上で、報第八号　五條市地域商社株式会社の経営状況の報告を終わらせていただきます。
○議長（窪　佳秀）報告が終わりました。
これより、質疑に入ります。（「十一番」の声あり）十一番、吉田雅範議員。
○十一番（吉田雅範）何点かお尋ねしたいと思います。

休館になっておった大塔郷土館ですか、令和七年四月から営業を再開しましたが、諸事情で六月よりまた再び休館したとなっておるんですけれども、その理由についてお尋ねしたいと思います。

○議長（窪　佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）十一番、吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

職員の配置が整わなかったと伺ってございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（窪　佳秀）十一番、吉田雅範議員。

○十一番（吉田雅範）そしたら、令和二年度から行ってきた地域商社の柿の葉を活用したビジネスですけれども、西吉野町及び黒駒町で植え付けたというお話ですけれども、以前にも聞いたことあるんですけれども、その植え付けた柿の木の今後について、農地と、今後、誰が管理するのかについてお尋ねしたいと思います。

○議長（窪　佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）御答弁申し上げます。

地域商社で柿の木の苗木は買わせていただきましたけれども、元役員所有の農地に植え付け料と管理料につきましては、役員さんが見ていただいてございました。

本来、地域商社解散とともに処分となりますけれども、切って処分する、事業者がするっていうことは、地域商社の負担となるために、地域商社にその支出が出ないよう、今までの生育費や地代は請求することなくといったらいいですかね、現況復旧も望まないという意向を確認していることから、現状のまま役員さんへの農地に戻す予定をしてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（窪　佳秀）十一番、吉田雅範議員。

○十一番（吉田雅範）役員さんの土地をお借りして、そこに植えてあったと。それをそのまま役員さんにお返しするということやと思うんやけれども、そしたら、その地域商社が柿の苗木を提供したと。それ普通でしたら、更地にして返すのが当たり前と違うんかな。

○議長（窪　佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）御答弁申し上げます。

議員お述べのとおり、更地にして返すのが当然ではあろうと思います。その費用がかさみますので、その費用を捻出すること、その費用をかけるということは、相手さん、望んではりませんので、そのまま引き受けるということで、柿の木をそのまま引き渡すということで考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（窪　佳秀）十一番、吉田雅範議員。

○十一番（吉田雅範）はい、分かりました。

それでは、十二ページのこの株、二千九百三株ですね、これの後始末についてお尋ねしたいと思います。

○議長（窪　佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）御答弁申し上げます。

発行している株につきましてですけれども、現在、地域商社清算に向けて、四月以降行ってございます。積み上げられた利益剰余金がございまして、利益剰余金を解散に伴う費用、支出でございます。不足が出た場合は、出資金から支出したいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（窪　佳秀）十一番、吉田雅範議員。

○十一番（吉田雅範）これ、五條市から三千万円弱のお金が出とんやけど、それは今後、五條市に戻してもらえるんですか。もう赤字ででも戻すのか、その辺りお尋ねしたいと思います。

○議長（窪　佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）御答弁申し上げます。

出資金につきましては、五條市からの出資金としましては二千八百七十三万円となります。清算に伴って、出資金、幾つか出資になるとは思いますけれども、幾らかは清算に伴って返ってくることを予定してございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（窪　佳秀）十一番、吉田雅範議員。

○十一番（吉田雅範）そしたら、それはこの九月の決算に数字は出てくるんかな、それともう来年になりますんかな。

○議長（窪　佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）御答弁申し上げます。

今月末をめどに、今、清算事業を行ってございます。末に整った場合は、株主総会等で清算を踏まえ、九月議会に御報告申し上げる予定はしてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（窪　佳秀）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）吉田議員のほうからもございましたけれども、五條市の出資の額に対して、なかなかその地域商社が手をつけられなかったという、その出資金になかなか手をつけられることがなかった、なかなか事業が前へ行かなかったというお話も聞かせていただいております。そうした中におきまして、今回もこれで五年間でこの地域商社閉じるわけでございますが、この決算時におきましてのこの職員の人数、何人いてはりましたかな。

○議長（窪　佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）十番、山口議員の御質問にお答え申し上げます。

正社員として十名いらっしゃいました。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（窪　佳秀）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）正社員の方で十名、ちょっと訂正してくれます。

○議長（窪　佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）申し訳ございません。正社員の方で四名でございました。訂正させていただきます。申し訳ございません。（「十番」の声あり）

○議長（窪　佳秀）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）退職金を計上していただいておりますけれども、これ一人当たり幾らぐらいの退職金を支払われましたんかな。

○議長（窪　佳秀）暫時休憩いたします。

午後二時二十八分休憩に入る

午後二時五十八分再開

○議長（窪　佳秀）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（窪　佳秀）日程第三、報第八号の議事を継続いたします。横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）お時間をいただきまして大変申し訳ございませんでした。十番、山口議員の御質問にお答え申し上げます。

退職金五十四万円でございますが、パート職員の特別功労金の支給でございまして、七名分、五十四万円支給してございます。

続きまして、役員退職金百五十三万円でございますけれども、これも役員さん三名さんいらっしゃいまして、特別功労金としましてお一人五十一万円掛ける三ということで百五十三万円支給してございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（窪　佳秀）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）先ほど職員さん言うてはりましたけれども、職員さんには退職金、支払われないんですかね、その辺いかがですか。

○議長（窪　佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）お答え申し上げます。

四名の職員さんにつきましては、清算業務、四名さん当たっていただいてございます。四月、五月来ていただきまして、その後、特別功労金を支給する予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（窪　佳秀）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）決して悪くはないんですけれども、役員の退職金でございますけれども、役員さんに関しまして報酬というのは支払われてなかったと思うんですけれども、今回この退職金支払われることになった経緯を教えていただけますか。

○議長（窪　佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）御答弁申し上げます。

議員お述べのとおり、退職金、当初役員報酬支払われてございませんでした。会社をたたむに当たりまして、臨時株主総会で役員への退職

慰労金支給を決定したところでございます。
以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）
○議長（窪　佳秀）二番、小笠原由子議員。
○二番（小笠原由子）すいません、解散の部分に話がなってる中、ちょっと今さらの質問になるんですけれども、九ページの損益計算書の中で、先ほども令和七年度の当期純損失金額が二百四十五万円ということで、ここにも修繕費として一千万円の計上をされてるんですが、売上高が八千四百万円ほどの規模で、一千万円の修繕というのは非常に大きいなって感じたんですが、どのような修繕をされたのか教えていただけますか。
○議長（窪　佳秀）横谷産業環境部長。
○産業環境部長（横谷隆仁）二番、小笠原議員の御質問にお答え申し上げます。
道の駅、トイレ等大変汚れてございました。その部分、また、バーベキューハウス等の壁、屋根等の塗装を行った経費でございます。その他修繕費としまして、郷土館のトイレの詰まりとか、その他ございましたので、その費用の合計でございます。
以上、答弁とさせていただきます。
○議長（窪　佳秀）質疑を終わります。
以上で、報第八号の報告を終わります。

○議長（窪　佳秀）次に、日程第四、報第九号を議題といたします。
事務局長に件名を朗読させます。
○事務局長（小田光章）報第九号　令和七年度五條市一般会計予算繰越計算書の報告について。
○議長（窪　佳秀）報告を求めます。池嶋市長公室長。
〔市長公室長　池嶋　晶登壇〕
○市長公室長（池嶋　晶）失礼いたします。
ただいま上程いただきました報第九号　令和七年度五條市一般会計予算繰越計算書の報告につきまして、御説明申し上げます。
恐れ入りますが、議案書の五ページを御覧いただきたいと存じます。

令和七年度の繰越明許費につきましては、全十八事業、十四億三千三百十四万五千九百五十九円を翌年度へ繰り越したことについて、地方自治法施行令第百四十六条第二項の規定に基づき、繰越計算書により報告を行うものでございます。

議案書の六ページを御覧いただきたいと存じます。

各事業の概要につきましては、三月定例会等において既に御説明申し上げておりますので割愛をさせていただき、繰越理由と、繰越理由別の合計金額を繰越計算書の事業名で報告させていただきます。

初めに、経済対策等の国補正予算に伴うものといたしまして、物価高対応子育て応援手当支給事業、地域振興券事業の二事業、合計二億三千百十六万一千百七十五円でございます。

次に、国・県の補助事業追加採択等に伴うものといたしまして、（仮称）市民交流施設整備事業、物価高騰対応ひとり親家庭応援手当支給事業、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業、農村地域防災減災事業の四事業、合計七億六千三百九十八万六千円でございます。

次に、補助金・負担金交付先の事由、その他外的な要因によるものといたしまして、公用車購入事業、西吉野支所庁舎移転ネットワーク整備事業、仮設バス停留所設置工事、西吉野支所庁舎移転施設改修事業、健康管理システム改修業務、ＪＲ五条駅周辺整備事業、五條東中学校武道場改修事業、文化財保存事業費補助事業の八事業、合計二億七千四百三十六万二千七百七十九円でございます。

次に、地元調整、事業間調整等の事由によるものといたしまして、道路維持補修事業、道路新設改良事業、橋梁長寿命化修繕計画事業、防災倉庫整備事業の四事業、合計一億六千三百六十三万六千五円でございます。

繰越事業につきましては、以上でございます。

未完了の事業につきましては、早期に完了に向け、鋭意取り組んでまいります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（窪　佳秀）報告が終わりました。

これより、質疑に入ります。（「十一番」の声あり）十一番、吉田雅範議員。

○十一番（吉田雅範）以前に聞いておるんですけれども、整備事業、また、設置工事並びに西吉野支所庁舎移転工事等で、今現在も、昨日か今日ぐらいからちょっと戦争はストップしとるように思うんですけれども、ナフサが不足しておるという中で、繰越しだけでいけるのか、金額が足らん場合は補正なりをすればよいことですけれども、その工事の遅れ、ナフサとかで原材料が不足しておると思うんですけれども、それの影響というのは今後の工事についてあるのかないのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（窪　佳秀）栗林都市整備部長。
○都市整備部長（栗林利光）お答えいたします。
　現在ですね、中東情勢によりナフサ等不足してるところですけれども、現在において工事の進捗状況に影響があるというのは、今のところは聞いておりません。
　以上、答弁いたします。（「十一番」の声あり）
○議長（窪　佳秀）十一番、吉田雅範議員。
○十一番（吉田雅範）分かりました。そしたら、一点だけに絞って聞かせていただくんですけれども、西吉野支所の移転工事のほうは、これ以前から大分言われとんですけれども、入札ができないとかっていうそういうことはないんですか。
○議長（窪　佳秀）中上西吉野支所長。
○西吉野支所長（中上和仁）お答え申し上げます。
　現在、入札につきましては二回行っておりますが二回不調となっております。
　今現在、次回、入札に向けて準備を行っているところでございます。
　以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）
○議長（窪　佳秀）十一番、吉田雅範議員。
○十一番（吉田雅範）やはり、それは物価高騰も関係しておって金額が多分合わんと思うんですけれども、その辺りですか。
○議長（窪　佳秀）中上西吉野支所長。
○西吉野支所長（中上和仁）聞いておりますのが、やはり見積り等が出てこないというところで入札に応札していただけないというところと聞いております。
　以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）
○議長（窪　佳秀）十一番、吉田雅範議員。
○十一番（吉田雅範）やはり、そういうことは価格が上がっとるよってに、やっぱり単価入れられないんと違うんかな、業者のほうが。これから、だんだん地元、私、西吉野なんで、もう工事しとるんけとかって言われて聞かれるんやけれども、「いや、今ちょっと不調になっとるみたいです」とは答えとるんですけれども、今後、不調不調ばっかりで、行けんと。やはり、金額を上げるなりせんことには、業者さんも応札

に応じてくれへんのと違うんかと思うんですけど、その辺りどうですか。
○議長（窪　佳秀）中上西吉野支所長。
○西吉野支所長（中上和仁）お答え申し上げます。
ただいま設計しております金額につきましては、県下等定められておる金額で設計しております。今後、もしまた価格改定等が行われて、金額が変わってくるかと思いますので、そのときはその都度、対応していきたいと考えております。
以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）
○議長（窪　佳秀）九番、福塚　実議員。
○九番（福塚　実）少しこの都市計画でＪＲ五条駅周辺整備のことなんですけれども、これ今、智辯学園高校とか五條高校の子たちが、送迎やら通学とかで使ってると思う。安全対策はどのようにされてるか、ちょっと教えてもらえますか。
○議長（窪　佳秀）栗林都市整備部長。
○都市整備部長（栗林利光）お答えいたします。
工事中の安全対策ということでよろしいでしょうか。工事中の安全対策といたしましては、ガードマンを常時配置しておりまして、それによって安全対策を行っております。
以上、答弁といたします。（「九番」の声あり）
○議長（窪　佳秀）九番、福塚　実議員。
○九番（福塚　実）五條市、いろいろ、西吉野であったり、バスセンターの整備事業でいろいろ、先ほど吉田議員あったナフサとかの値上げ等があって、これから、入札、応札、応じてくれないというのがあると思うんですけれども、私も材料等買おうとしたときに、大体日本ペイントで塗料・シンナーで七五％値上げとか、さび止め塗料が入ってこない、出荷調整というような形の中で、それ以外に断熱材であったり、屋根の材料であったり、これからちょっと様々な問題が発生する可能性がありますんで、その辺も柔軟に対応できるようによろしくお願いしときます。
答弁は結構です。（「十番」の声あり）
○議長（窪　佳秀）十番、山口耕司議員。
○十番（山口耕司）商工費でございます。

地域振興券がもう既に配布されておって、速達の形で発送されておりますけれども、不在着、そして、市役所でその分が返ってこようかと思ったんですけど、それ何件ぐらいあるか分かりますか。

○議長（窪　佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）十番、山口議員の御質問にお答え申し上げます。

手元に届かなかった振興券は四百八十一件ございました。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（窪　佳秀）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）使用期間、まだ九月末でしたか、長くありますので、その辺の周知についてどのように考えてはりますか。

○議長（窪　佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）御答弁申し上げます。

取りに来なかった市民への周知については、広報五條、ホームページ、ＬＩＮＥ等使いまして、周知に努めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（窪　佳秀）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）確かあれ、不在通知がそこの郵便受けに入るはずなんですけれども、それ、不在通知見ても取りにこないいう方は、もう必要ないというふうに考えるんですかね。広報で掲載しても取りにいらっしゃらない、また、施設等へ入っていらっしゃる方にはどうされるのか、大変気になるところでございますが、しっかりとまた啓発に向けて取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（窪　佳秀）質疑を終わります。

以上で、報第九号の報告を終わります。

○議長（窪　佳秀）次に、日程第五、報第十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（小田光章）報第十号　専決処分の報告、承認を求めることについて（五條市税条例等の一部改正）。

○議長（窪　佳秀）報告を求めます。池嶋市長公室長。

〔市長公室長　池嶋　晶登壇〕

○市長公室長（池嶋　晶）失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第十号　専決処分の報告、承認を求めることについて（五條市税条例等の一部改正）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の七ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律等が令和八年三月三十一日に公布されたことに伴い、令和八年度における本市の市税課税に急を要したため、地方自治法第百七十九条第一項の規定により、令和八年三月三十一日付をもって専決処分をしたため、同条第三項により、その旨を議会に報告し、併せて承認を求めるものでございます。

初めに、第一条の五條市税条例の一部改正について、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の九ページ及び十一ページ中段から十二ページ中段までを御覧いただきたいと存じます。

令和八年四月一日付で、軽自動車税環境性能割が廃止となります。この廃止に伴い、本市条例の第十八条の三、第十九条、第八十条から第九十一条までの条文の一部を改正するものでございます。

次に、恐れ入りますが、議案書の九ページ中段から十一ページ中段までを御覧いただきたいと存じます。

令和九年一月一日以降、個人市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務範囲が拡大されます。この拡大に伴い、本市条例の第三十六条の三の三の条文に文言を追加する改正でございます。

次に、恐れ入りますが、議案書の十一ページ中段を御覧いただきたいと存じます。

令和九年四月一日以降、固定資産税において、家屋と償却資産に係る課税標準額の免税点が見直しされます。この見直しに伴い、本市条例の第六十三条について、家屋と償却資産に固定資産税を課さない、いわゆる免税点未満の課税標準額を改正するものでございます。

続きまして、第二条の五條市税条例等の一部改正について、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の十九ページ中段を御覧いただきたいと存じます。

この改正は、附則第六条につきまして、令和八年四月一日付で軽自動車税環境性能割が廃止されたことに伴い、環境性能割の項目を削除し、種別割を軽自動車税に文言修正を行う改正でございます。

続きまして、第三条の五條市税条例の一部改正について、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の十九ページ中段を御覧いただきたいと存じます。
この改正は、附則第一条につきまして、地方税法の改正による項ずれに伴う改正でございます。
続きまして、第四条の五條市都市計画税条例の一部改正につきまして、御説明申し上げます。
恐れ入りますが、議案書の十九ページ下段から二十一ページまでを御覧いただきたいと存じます。
この改正は、附則第二項から附則第二十項までにつきまして、地方税法の改正による項ずれ等に伴う改正でございます。
本則は以上でございます。
続きまして、附則について御説明申し上げます。
恐れ入りますが、議案書の二十二ページ上段から二十五ページ中段までを御覧いただきたいと存じます。
まず、第一条では、施行期日について定めております。
次に、第二条では、市民税について、第三条では固定資産税について、第四条では軽自動車税について、第五条では都市計画税について、それぞれの経過措置を定めております。
以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。
○議長（窪　佳秀）報告が終わりました。
これより、質疑に入ります。
〔「なし」の声あり〕
○議長（窪　佳秀）質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案につきましては、討論並びに委員会付託を省略いたしたいと思いますが御異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕
○議長（窪　佳秀）御異議なしと認めます。
よって、本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。
これより、本案を採決いたします。
お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪　佳秀）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（窪　佳秀）次に、日程第六、報第十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（小田光章）報第十一号　専決処分の報告、承認を求めることについて（五條市国民健康保険税条例の一部改正）。

○議長（窪　佳秀）報告を求めます。亀田すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長　亀田和章登壇〕

○すこやか市民部長（亀田和章）失礼します。

ただいま上程いただきました報第十一号　専決処分の報告、承認を求めることについて（五條市国民健康保険税条例の一部改正）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書二十六ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が、令和八年三月三十一日に公布され、令和八年四月一日から施行されることに伴い、令和八年度の国民健康保険税の課税に急を要したため、地方自治法第百七十九条第一項の規定により、令和八年三月三十一日付をもって専決処分としたので、同条第三項の規定に基づき、その旨を本議会に報告し、併せて承認を求めるものでございます。

主な改正内容につきましては、子ども・子育て支援法及び地方税法施行令の改正に併せて、保険税に新たに加算し徴収することとなる子ども・子育て支援納付金課税額に関する規定について定め、また保険税の低所得者に係る軽減措置の対象を拡大するため、軽減判定所得を引き上げるための改正であります。

それでは、改正内容につきまして、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書二十八ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、第二条第一項第四号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第二項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康

保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する十八歳以上の被保険者（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第七百三条の四第三十項に規定する十八歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した十八歳以上被保険者均等割額を加算した額とし、加算後の額が三万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は三万円とし、第九条の二第一項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に百分の〇・三一を乗じ、第九条の三第二条第五項の被保険者均等割額は、被保険者一人について一千七百円とし、第九条の四第二条第五項の十八歳以上被保険者均等割額は、十八歳以上被保険者一人について二百円を加算する。

また、国民健康保険税の均等割及び世帯割に係る軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者数等の数に乗ずべき金額を、五割軽減は三十万五千円を三十一万円に、二割軽減は五十六万円を五十七万円に改正し、それぞれの軽減判定所得を引き上げるものです。

次に、附則につきましては、第一項で施行期日を、第二項で適用区分について定めております。

以上、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いします。

○議長（窪　佳秀）報告が終わりました。

これより、質疑に入ります。（「十番」の声あり）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）第九条の三なんですけど、ちょっと教えていただきたいと思います。

子ども・子育て給付金が創設されて、ここに国民に対しての負担がかかってこようかと思うんですけれども、それに係る五條市におきまして被保険者、対象者は何人ぐらいいてはりますか。

○議長（窪　佳秀）亀田すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（亀田和章）十番、山口議員の御質問にお答えします。

この子ども・子育て支援金は、十八歳以上の方に加算されるものでありまして、国民健康保険加入者、令和八年の四月現在なんですけれども、被保険者世帯数四千百七十八世帯、被保険者数が六千四百七十一人のうち、十八歳以上の方が五千九百六十人おられます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（窪　佳秀）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）五千九百六十人の方に、一千七百円の負担がかかるということでよろしいですか。世帯じゃなしに、人に対しての加算になるんですよね。

○議長（窪　佳秀）亀田すこやか市民部長。
○すこやか市民部長（亀田和章）お答え申し上げます。
所得割と均等割っていうのがあります。山口議員おっしゃっていただいてるのは均等割の一千七百円という部分です。あと、それとその所得割、五百円から、国民健康保険の方でしたら、所得にもよりますけどマックス三万円までの加算っていうふうに一応聞いてはおるところでございます。
以上、答弁とさせていただきます。
○議長（窪　佳秀）質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案につきましては討論並びに委員会付託を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕
○議長（窪　佳秀）御異議なしと認めます。
よって、本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。
これより、本案を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕
○議長（窪　佳秀）御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（窪　佳秀）次に、日程第七、報第十二号を議題といたします。
事務局長に件名を朗読させます。
○事務局長（小田光章）報第十二号　専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）。
○議長（窪　佳秀）報告を求めます。笹谷あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長　笹谷　豊登壇〕

○あんしん福祉部長（笹谷　豊）ただいま上程されました報第十二号　専決処分の報告（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書、三十三ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、公用車の事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第百八十条第一項の規定により、令和八年四月三十日付をもって専決処分としたため、同条第二項の規定に基づき、その旨を議会に報告するものでございます。

議案書の三十四ページから三十五ページを御覧いただきたいと存じます。

和解の相手方は、奈良県奈良市登大路町八十番地、奈良県警察本部長、宮西健至。

和解の内容につきまして、市の過失割合を十割とし、市は損害賠償金十八万一千五百円を和解の相手方に支払うもので、今後、本件に関して双方とも一切の債権債務関係がないことを確認するものとしております。

事故の概要につきまして、令和七年十二月二十三日、午後五時十分頃、五條市岡町地内において、職員が運転する公用車が後退中、車両左後部が標識に接触し、標識の基礎部分を損壊したものでございます。

なお、事故によるけが人はいませんでした。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（窪　佳秀）報告が終わりました。

これより、質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪　佳秀）質疑を終わります。

以上で、報第十二号の報告を終わります。

○議長（窪　佳秀）次に、日程第八、報第十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（小田光章）報第十三号　専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）。

○議長（窪　佳秀）報告を求めます。池嶋市長公室長。

〔市長公室長　池嶋　晶登壇〕

○市長公室長（池嶋　晶）失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第十三号　専決処分の報告（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書、三十六ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、公用車の事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第百八十条第一項の規定により、令和八年五月十一日付をもって専決処分としたため、同条第二項の規定によりその旨を議会に報告するものでございます。

恐れ入りますが、議案書の三十七ページを御覧いただきたいと存じます。

和解の相手方は、奈良県五條市西吉野町平沼田七百五十八番地、中隥進彦でございます。

和解の要旨につきましては、市側の過失割合を十割とし、市は損害賠償金六千八十一円を和解の相手方に支払うもので、今後、本件に関しては、双方とも一切の債権債務の関係がないことを確認するものとしております。

事故の概要につきましては、令和八年二月十九日、午後二時四十五分頃、五條市西吉野町平沼田七百五十八番地の中隥進彦氏宅訪問のため、道路から同氏宅に左折進入しようとしたところ、公用車の左側側面を同氏所有のブロック塀に接触させ、ブロック塀に亀裂を生じさせたものでございます。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（窪　佳秀）報告が終わりました。

これより、質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪　佳秀）質疑を終わります。

以上で、報第十三号の報告を終わります。

○議長（窪　佳秀）次に、日程第九、議第二十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（小田光章）議第二十九号　五條市バスターミナルの設置及び管理に関する条例の制定について。

○議長（窪　佳秀）提案理由の説明を求めます。栗林都市整備部長。

〔都市整備部長　栗林利光登壇〕

○都市整備部長（栗林利光）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第二十九号　五條市バスターミナルの設置及び管理に関する条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の三十九ページを御覧願います。

本条例は五条駅前バスターミナルを設置することに伴い、施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるため、地方自治法第九十六条第一項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案書の四十ページを御覧願います。

第一条では、設置について定めております。

第二条では、名称及び位置について定めております。

第三条では、定義について定めております。

第四条では、使用の許可について定めております。

議案書四十一ページを御覧願います。

第五条では、使用料について定めております。

第六条では、使用許可の取消し等について定めております。

第七条では、禁止行為について定めております。

議案書四十二ページを御覧願います。

第八条では、利用の制限について定めております。

第九条では、委任について定めております。

附則につきましては、施行期日を規則で定める日といたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪　佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。（「十番」の声あり）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）まず位置でございますけれども、このバスターミナル、建物のだけじゃなくって、今工事しておりますモータープール二か所、そしてまた奥の駐輪場、その辺全体を含めて指しているのか、その辺の位置がございますけれども、広さ的には、今、私言わせていただいたところでいいのか、その辺教えてもらえますか。

○議長（窪　佳秀）栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光）山口議員の御質問にお答えいたします。

議員のお述べのとおりでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（窪　佳秀）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）全体の部分をバスターミナルと指すわけでございます。

これ将来にわたって、指定管理、奈良交通に委託するとかいうことはないですかね。それいかがでしょうか。

○議長（窪　佳秀）栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光）お答えいたします。

現在は直営というか、施設の管理、要するに掃除に関してはシルバー人材センターに委託する。そのほかは奈良交通とかに委託する予定はございません。

以上、答弁といたします。（「十番」の声あり）

○議長（窪　佳秀）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）第四条では、バスターミナルを利用しようとする許可が必要なんですけれども、市長の許可を受けなければならないとなってございます。既に許可を受けている業者というのは奈良交通のバスであったり、地域のコミュニティバス並びにデマンドタクシー等がここに出入りが許可になろうかと思うんですけれども、ほかの運送業者がそこに入る場合、許可が要るということでよろしいんですかね。

○議長（窪　佳秀）栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光）お答えいたします。
　議員お述べのとおりでございます。
　以上、答弁といたします。（「十番」の声あり）
○議長（窪　佳秀）十番、山口耕司議員。
○十番（山口耕司）例えば、ほかの観光バスの会社がそこへ乗降のために下ろすんであれば、また進入するんであれば一々許可をもらわなあかんということになろうかと思うんですけれども、その辺、もうちょっと手続が煩雑にならないような取組をしてあげないと、「おまえ、勝手に入っとるやないか」と言うて、事故が起こったときはもうね、その辺はきちっとしとかなあかん部分なんですけれども、その辺もきちっと、今度、運用にあたっての規則定めると思うんですけど、その辺できちっとしていただきたいと思います。
　そして、この条例の中では、利用者の安全と迷惑になる行為の禁止がどこに掲載されておるのか、教えていただけますか。
○議長（窪　佳秀）栗林都市整備部長。
○都市整備部長（栗林利光）お答えいたします。
　禁止行為につきましては、第七条で定めておるところでございます。
　以上、答弁といたします。（「十番」の声あり）
○議長（窪　佳秀）十番、山口耕司議員。
○十番（山口耕司）利用者の安全確保に向けた条項はどこにございますか。
○議長（窪　佳秀）栗林都市整備部長。
○都市整備部長（栗林利光）お答えいたします。
　別途規則で定めることとなっております。
　以上、答弁といたします。（「十番」の声あり）
○議長（窪　佳秀）十番、山口耕司議員。
○十番（山口耕司）あと、損害賠償についてでございますけれども、この損害賠償の条項、条例では必要ないと考えますかね。
○議長（窪　佳秀）栗林都市整備部長。
○都市整備部長（栗林利光）失礼いたします。お答えいたします。

その件につきましても、規則で定めるというふうに考えております。
以上、答弁といたします。（「十番」の声あり）
○議長（窪　佳秀）十番、山口耕司議員。
○十番（山口耕司）規則で定めるのは結構かと思うんですけれども、細かいことは規則で定めるわけですやん。損害を与えた場合、どうやっていくかという基本的な部分は、やはりこの条例の中に記載すべきだと私は考えますけれども、その辺御検討いただきたいと思います。
ほかの市のバスターミナルの利用条例の中には、損害賠償の条項が記載されておるところもたくさんございます。そういったところを、ね、また後で変更するわってなれば、載せなかった理由を教えていただけます、利用規則の中に入れるからなんですか、条例でそこまでする必要ないと考えるんですかね。
○議長（窪　佳秀）福塚副市長。
○副市長（福塚勝彦）お答え申し上げます。
我々、この条例を定めるときに、議員おっしゃったように、例えば、損害に関することは規則で定めるという方向でこの条例を今回上程しているところでございます。
○議長（窪　佳秀）質疑を終わります。
本案は厚生建設常任委員会に付託をいたします。

○議長（窪　佳秀）次に、日程第十、議第三十号を議題といたします。
事務局長に件名を朗読させます。
○事務局長（小田光章）議第三十号　五條市自転車等駐車場条例の一部改正について。
○議長（窪　佳秀）提案理由の説明を求めます。栗林都市整備部長。
〔都市整備部長　栗林利光登壇〕
○都市整備部長（栗林利光）失礼いたします。
ただいま上程いただきました議第三十号　五條市自転車等駐車場条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。
恐れ入りますが、議案書四十三ページを御覧願います。

今回の改正につきましては、五条駅前バスターミナルを設置することに伴い、自転車等駐車場の名称及び位置に係る規定を整備する必要があるため、本条例の一部を改正することにつきまして、地方自治法第九十六条第一項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案書の四十四ページを御覧願います。

改正内容につきましては、五条駅前バスターミナルの設置に伴い、第三条中に掲げる「五條駅前自転車等駐車場、北宇智駅前自転車等駐車場」を「北宇智駅前自転車等駐車場」に改めるものであります。

附則につきましては、施行期日を規則で定める日といたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪　佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪　佳秀）質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（窪　佳秀）次に、日程第十一、議第三十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（小田光章）議第三十一号　五條市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について。

○議長（窪　佳秀）提案理由の説明を求めます。辻危機管理監。

〔危機管理監　辻　佳孝登壇〕

○危機管理監（辻　佳孝）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第三十一号、五條市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書四十五ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が令和八年四月一日より適用されることに伴い、五條

市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものでございまして、地方自治法第九十六条第一項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、改正内容について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書四十六ページを御覧ください。

第十八条につきまして、三十一万五千円を三十三万円に改めるものでございます。

次に、附則について御説明申し上げます。

第一項の施行期日につきましては、この条例は公布の日から施行するものとしております。

第二項の経過措置につきましては、改正後の新条例第十八条の規定は、令和八年四月一日以降に支給すべき事由の生じた葬祭補償について適用し、それ以前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、従前の例によるものとしております。

第三項の補償の内払につきましては、令和八年四月一日から本条例の施行日の前日までの間に支払われた葬祭補償は、新条例第十八条の規定に基づく葬祭補償の内払とみなすものとしております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪　佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。（「三番」の声あり）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）少しお伺いしたいと思います。

まず、今、御説明いただきましたのは、第十八条中の金額三十一万五千円を三十三万円に改めるという御説明をいただきました。

理由の中では、補償基準額の引上げという改定理由を挙げていただいておるわけなんですけれども、この三十一万五千円というのは基礎額、補償基礎額っていう認識でよろしいんでしょうか。

○議長（窪　佳秀）辻危機管理監。

○危機管理監（辻　佳孝）はい、議員お述べのとおりでございます。（「三番」の声あり）

○議長（窪　佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）そういった認識でいいということですね、補償基礎額という認識でいいんですか。

では、次ちょっとお伺いしたいんですけれども、団員対象としておるわけなんですけれども、これにつきましては一律団員から団長さんま

で約五百名近く、四百何名ですかね、おられるかとは思うんですけれども、この方が全てこの基準額の対象になるという認識でよろしいんでしょうか。

○議長（窪　佳秀）辻危機管理監。

○危機管理監（辻　佳孝）お答えいたします。

先ほどの三十三万円になるということにつきましては、これはもう変わらずでございますが、補償基礎額っていうのがございまして、階級につきましては団長及び副団長、それから、方面隊長、分団長及び副分団長、それから、部長、班長及び団員という階級が三段階ございます。

あと、勤続年数によりましても、十年未満、十年以上二十年未満、二十年以上で金額が変わってまいります。

以上、答弁といたします。（「三番」の声あり）

○議長（窪　佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）まさしく今言っていただいとるのが、私の認識の中では補償基礎額の部分なんかなと思うんですけれども、この、どう言うんですかね、団長、副団長、十年未満または十年以上二十年未満、二十年以上と、この三段階に経験年数としては分かれていると思います。

各々三段階の階級別に分かれておりますけれども、その金額のほう御答弁いただけますでしょうか。

○議長（窪　佳秀）辻危機管理監。

○危機管理監（辻　佳孝）補償基礎額をお答えするでよろしいでしょうか、はい。

まず、団長及び副団長でございます。十年未満の方につきましては一万三千三百四十円で、十年以上二十年未満につきましては一万四千百七十円、それから、二十年以上の方につきましては一万五千円でございます。

方面隊長、それから、分団長及び副分団長につきまして、十年未満の方は一万一千六百七十円、十年以上二十年未満の方につきましては一万二千五百円、二十年以上の方につきましては一万三千三百四十円でございます。

部長、班長及び団員でございますが、十年未満の方につきましては一万円、十年以上二十年未満の方につきましては一万八百四十円で、二十年以上の方につきましては一万一千六百七十円となってございます。

以上でございます。（「三番」の声あり）

○議長（窪　佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）ありがとうございます。理解できました。

最終的に、再度お伺いします。
この三十一万五千円を三十三万円に変える、この金額の根拠というかあれというのは、私が感ずるには葬祭補償として三十三万円に変わるのかなと。それに加えて、補償基礎額、今、危機管理監がおっしゃっていただいた金額に三十倍を掛けた分を足したものが補償されるのかなと理解しておりますが、御確認申し上げます。再度御答弁いただけますでしょうか。
○議長（窪　佳秀）辻危機管理監。
○危機管理監（辻　佳孝）はい、議員お述べのとおりでございます。
○議長（窪　佳秀）質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案につきましては、討論並びに委員会付託を省略することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕
○議長（窪　佳秀）御異議なしと認めます。
よって、本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。
これより、本案を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕
○議長（窪　佳秀）御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（窪　佳秀）次に、日程第十二、議第三十二号を議題といたします。
事務局長に件名を朗読させます。
○事務局長（小田光章）議第三十二号　ＪＲ和歌山線五条構内南北橋補修の施行に関する協定の締結について。
○議長（窪　佳秀）提案理由の説明を求めます。栗林都市整備部長。

〔都市整備部長　栗林利光登壇〕

○都市整備部長（栗林利光）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第三十二号　ＪＲ和歌山線五条構内南北橋補修の施行に関する協定の締結につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書四十七ページを御覧願います。

協定締結の目的は、五條駅南北橋の補修を行うことに伴い、地方自治法第九十六条第一項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

協定の方法は、随意契約で、協定金額は消費税込みで七億六千七百三万二千円であります。

協定の相手方は、西日本旅客鉄道株式会社執行役員近畿統括本部長、冨本直樹であります。

この補修工事は、塗替塗装工、橋面舗装工、橋面防水工、仮設工などとなっており、協定期間につきましては、協定締結の日から、令和十二年三月三十一日までを予定しております。

以上で、議第三十二号の提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪　佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪　佳秀）質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（窪　佳秀）次に、日程第十三、議第三十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（小田光章）議第三十三号　令和八年度五條市一般会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（窪　佳秀）提案理由の説明を求めます。池嶋市長公室長。

〔市長公室長　池嶋　晶登壇〕

○市長公室長（池嶋　晶）失礼いたします。
ただいま上程いただきました議第三十三号　令和八年度五條市一般会計補正予算（第一号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。
恐れ入りますが、別冊の令和八年度五條市一般会計補正予算（第一号）の二ページを御覧いただきたいと存じます。
このたびの補正でございますが、歳入歳出予算の補正でございまして、その総額にそれぞれ二百四十万円を追加し、総額で二百十八億二百四十万円とするものでございます。
それでは、歳出予算の補正から御説明申し上げます。
五ページを御覧いただきたいと存じます。
総務費、総務管理費、自治振興費の二百四十万円でございますが、自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業を活用し、自治会が整備するコミュニティ活動備品の助成を行うため、所要の額を計上するものでございます。
歳出は、以上でございます。
続きまして、歳入予算の補正について御説明申し上げます。
四ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の上段、歳入を御覧いただきたいと存じます。
諸収入において、二百四十万円を追加いたしまして、歳出との均衡を図った次第でございます。
以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。
○議長（窪　佳秀）提案理由の説明が終わりました。
これより、質疑に入ります。（「十一番」の声あり）十一番、吉田雅範議員。
○十一番（吉田雅範）五ページの歳入のほうからお尋ねしたいと思います。
この二百四十万円の財源についてお尋ねしたいと思います。
○議長（窪　佳秀）池嶋市長公室長。
○市長公室長（池嶋　晶）十一番、吉田雅範議員の御質問にお答えいたします。
財源は宝くじ収益金でございます。
以上でございます。（「十一番」の声あり）

○議長（窪　佳秀）十一番、吉田雅範議員。
○十一番（吉田雅範）この自治会総合センター助成金はどこの自治会から申請されておったのかお尋ねしたいと思います。
○議長（窪　佳秀）池嶋市長公室長。
○市長公室長（池嶋　晶）御答弁申し上げます。
南阿太地区滝町自治会でございます。
以上でございます。
○議長（窪　佳秀）質疑を終わります。
本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（窪　佳秀）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。
明日十三日から二十二日までを休会とし、次回、二十三日午前十時に再開して議案審議を行います。
本日はこれをもって散会いたします。
午後四時六分散会